

災害時応援協定一覧

1 名取市：行政機関との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S38.4	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	警察通信設備の利用等	宮城県警察本部
2	H4.4	漁港施設の操作及び保守に関する協定	漁港施設（防潮水門）の操作及び保守	宮城県塩釜漁港事務所
3	H16.7	災害時における宮城県市町村相互応援協定	災害時県内市町村による相互応援に関する協定	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会
4	H18.3	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所
5	H18.9	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	宮城県仙台地方ダム総合事務所
6	H20.11	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	新宮市
7	H21.9	災害時の情報交換に関する協定(リエゾン含む)	災害時の情報交換	国土交通省東北地方整備局
8	H22.9	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	空港が所在する協定市における大規模災害等の発生時の相互応援	千歳市、花巻市、岩沼市 伊丹市、大村市、霧島市
9	H25.4	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	上山市
10	H25.7	災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	災害時において避難場所として利用すること	宮城県総合教育センター
11	H25.11	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	災害時において避難所として利用すること	宮城県教育委員会
12	H25.12	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	災害時における広域圏内の相互応援	福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏の市町村
13	H28.9	原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	原子力災害等の発生時における東松島市民の受入れ	東松島市
14	H31.2	名取市・半田市災害時相互応援協定	災害時相互応援	半田市

2 名取市消防本部：他消防等との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S48. 3	消防相互応援協定	大規模災害、特殊火災に際しての相互応援	仙台市、塩釜市、泉市、多賀城市、岩沼市、宮城町、松島町、七ヶ浜町、利府町、秋保町、塩釜地区消防事務組合
2	S57. 5	名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する火災及び漏洩等の事故の防止と早期鎮圧	仙台市ガス事業管理者 名取市農業協同組合
3	S63. 7	東北自動車道宮城県消防相互応援協定	東北自動車道における災害等に係る消防相互及び日本道路公団との相互応援	仙台市、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域消防組合
4	H31. 4	宮城県広域消防相互応援協定	大規模災害に際しての相互応援	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
5	H31. 4	宮城県広域航空消防応援協定	宮城県が所有する防災ヘリコプターの応援に関する協定	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
6	H6. 3	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定	仙台東部道路及び仙台南部道路における災害時、消防相互間の応援協定	仙台市
7	H28. 7	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台空港及びその周辺における航空機火災、若しくはその他の火災又は緊急事態に際しての消火救難活動に関する協定	仙台国際空港株式会社、仙台市、岩沼市
8	H26. 11	災害発生における消防活動に関する応援協定	災害発生時において高所作業車の消防活動協力	名取電気工事災害協力会

3 名取市 民間団体との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	H10. 9	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	応急生活物資の供給	みやぎ生活協同組合
2	H15. 12	サッポロビール株式会社 仙台工場上水道給水に関する覚書	大規模災害時応急飲料水の提供	サッポロビール株式会社 仙台工場
3	H16. 6	災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書	災害時の資機材提供、応急救護、緊急事の燃料優先供給	名取市防災安全協会
4	H17. 2	自然災害時における愛玩動物の保護に関する協定	災害時の愛玩動物の保護	宮城県獣医師会中央支部
5	H17. 12	災害時における応急措置及び復旧活動に関する協定	災害時の応急普及活動、資機材の提供	名取市災害応急措置協力会
6	H19. 1	災害時における支援協力に関する協定	災害時において緊急物資調達及び運搬	イオン株式会社 (現イオンリテール株式会社 イオンスタイル名取)
7	H19. 1	災害時応援協定	避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力	株式会社ダイヤモンドシティ (現イオンモール株式会社 イオンモール名取)
8	H19. 3	災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定	災害時において、一部の建物及び校庭を避難場所として提供また応急救済に係る活動協力	学校法人 尚綱学院
9	H20. 6	災害時における施設使用に関する協定	災害時において、災害用トイレの施設利用	扇屋商事株式会社
10	H20. 6	電力設備災害復旧に関する協定	電力設備復旧のための支援、協力等	東北電力株式会社岩沼営業所 (現東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)
11	H22. 1	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	倒壊、焼失した建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬等への協力	宮城県解体工事業協同組合
12	H22. 6	災害時非常通信協力に関する協定	アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達	名取アマチュア無線クラブ
13	H22. 12	災害時応援協定	災害情報の収集、避難誘導など災害時の初動対応に関する協力	同和警備株式会社
14	H22. 12	災害時応援協定	災害時の避難場所の提供及び避難所等への仮設プロパンガスの提供に関する協力	仙南ガス株式会社

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
15	H23. 1	災害時応援協定	公園、緑地、道路等の被害状況の確認、倒木等の除去に関する協定	宮城県造園建設業協会 名取分会
16	H24. 1	災害時における物資供給に関する協定	災害時における、土嚢袋、スコップ等の作業用品などの調達に関する協力	NPO法人コメリ 災害対策センター
17	H24. 4	災害時における物資供給に関する協定	災害時におけるダンボールベッドなどの調達に関する協力	東北カートン株式会社
18	H24. 8	災害時応援協定	災害関連情報の収集・伝達などに関する協力	宮城県隊友会名取支部
19	H25. 3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	津波時の一時避難施設に関する協力	仙台国際空港株式会社
20	H25. 5	災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う医療救護班の派遣に関する協力	名取市医師会
21	H25. 5	災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う薬剤師の派遣に関する協力	岩沼薬剤師会名取ブロック会
22	H25. 5	災害時における放送要請に関する協定	災害時の情報伝達、災害広報に関する協力	仙台CATV株式会社
23	H25. 11	災害時における下水道施設復旧支援に関する協定	災害時における下水道施設の応急排水、応急復旧	名取建友クラブ
24	H26. 2	災害時における物資輸送及び保管施設の運営等に関する協定	災害時の物資輸送、保管施設の運営協力	ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店 (現ヤマト運輸株式会社 名取支店)
25	H26. 3	災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定	避難所へのLPガスとガス関連機器などの供給に関する協定	宮城県エルピーガス協会 仙南第三支部 (現宮城県LPガス協会 仙南第三協議会)
26	H26. 6	特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書	特設公衆電話の事前設置及び利用	東日本電信電話株式会社
27	H27. 3	災害時における放送に関する協定	災害時の他の放送に優先する臨時災害放送の実施	NPO法人 エフエムなとり
28	H27. 4	災害時等における水道施設復旧応援に関する協定	災害時の水道施設復旧	名取市管工事業協同組合
29	H27. 8	災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書	市内の被災状況、避難状況の情報収集及び情報交換	名取市内郵便局 (現日本郵便株式会社 名取郵便局)
30	H27. 8	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	歯科医療救護活動に関する協力	一般社団法人岩沼歯科医師会
31	H27. 11	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	災害時の発電機等レンタル機材の供給	株式会社カナモト
32	H28. 3	災害時における物資の供給に関する協定書	災害時における医薬品等の物資の調達に関する協定	株式会社バイタルネット
33	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
34	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院
35	H29. 5	名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する事故の未然防止及び災害発生時の早期鎮圧に関する協定	仙南ガス株式会社
36	H29. 11	災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書	なとり幼稚園の園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関する協定	学校法人寿なとり学園
37	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	仙台地区生コンクリート協同組合
38	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	株式会社タイハク
39	H30. 12	災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定	災害時の無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力	有限会社公衆開発
40	R1. 8	災害時における支援協力に関する協定	災害時における食料品・飲料水等物資の供給及び輸送	株式会社伊藤チェーン
41	R2. 3	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	駐車場施設の車両一時避難場所としての提供に関する協力	株式会社トライアルカンパニー
42	R2. 4	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	電動車両及び給電装置の貸与に関する協力	宮城三菱自動車販売株式会社
43	R2. 6	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	真言宗智山派弘誓寺
44	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用及び物資の提供に関する協力	アークランドサカモト株式会社（ホームセンタームサシ名取店）
45	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の立体駐車場の使用に関する協力	株式会社マルタマ（まるたま名取店）
46	R2. 8	災害時における協力に関する協定書	災害時の緊急物資の輸送及び一時避難施設の使用に関する協力	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
47	R2. 10	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	災害時のキッチンカーによる物資の供給に関する協力	一般社団法人宮城キッチンカー協会 株式会社伊藤チェーン
48	R2. 10	災害時における物資供給に関する協定書	災害時における段ボール製品等の物資の供給に関する協力	株式会社トーモク仙台工場
49	R2. 10	みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合株式会社太白地所

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
50	R3.2	災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	セントラルスポーツ・HAC HI・ホテル佐勤共同企業体
51	R3.2	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の名取愛島店の一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協力	株式会社ヨークベニマル
52	R3.2	災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書	災害時の市民活動支援センターの一時避難施設としての使用に関する協力	特定非営利活動法人パートナーシップなとり
53	R3.3	みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合 タイムズ24株式会社
54	R3.3	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	災害時に要配慮者等の宿泊施設としての提供に関する協力	ルートインジャパン株式会社
55	R3.9	航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書	捜索又は救助のための無人航空機の飛行に係る連絡体制確保及び航行の安全確保	仙台空港事務所
56	R4.5	水道施設等災害時に関する協定書	災害時における水道施設等の応援復旧活動に関する協力	水 i n g AM株式会社東北支店
57	R4.11	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協力	三協フロンテア株式会社
58	R5.3	災害時における施設使用等に関する協定書	災害時の避難場所としての使用等に関する協力	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校
59	R5.10	災害時における輸送の協力に関する協定書	災害時の各種輸送等に関する協力	大新東株式会社
60	R6.4	名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	災害時のボランティアセンターの設置・運営及びボランティア活動の円滑化に関する協力	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
61	R6.5	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の避難施設として貨物車両通行スペースの一部提供に関する協力	名取特定目的会社 三井不動産株式会社東北支店
62	R6.5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	株式会社ホラグチ
63	R6.5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	白ゆり商事株式会社 株式会社ウォーターネット仙台

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
64	R6.5	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時に必要なレンタル機材の提供	三恵商事株式会社 (ダスキントール)
65	R7.3	災害時における物資供給に関する協定書	災害時に必要な物資の提供	プラス株式会社ジョインテックカンパニー
66	R7.10	災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定	福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援等に関する協力	社会福祉法人宮城福社会
				社会福祉法人みずほ
				社会福祉法人愛の郷
				医療法人仁泉会
				医療法人社団洞口会
				社会福祉法人みのり会
67	R7.12	災害時等における車両の移動等に関する協定書	車両の移動、保管等に係る支援協力	エートス協同組合
68	R8.1	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書	災害時に仮設トイレ等その他保有する機材の優先提供	旭ハウス工業株式会社
69	R8.3	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定	災害時の駐車場の使用に関する協力	D C M株式会社名取店

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関し、名取市長と宮城県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく警察通信設備の使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年4月1日

名 取 市 長
宮 城 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第22条にもとづく協定

第1 名取市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定によるものとする。

第2 名取市長が法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第3 名取市長が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は原則として当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等の指定」参照）に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等をしようとする警察通信設備
- 2 使用等をしようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第4 通信統制官等は当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し警察通信に到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。

この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受け順位等を勘案して決定するものとする。

第5 名取市長は法第56条の規定に基づく伝達、通信又は警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察通信設備の新設もしくは、増設または通信機器の貸与は行なわないものとする。

附 則

- 1 本協定は昭和38年4月1日から適用する。

通 信 統 制 官 の 指 定

警察有線電話

県 警 察 本 部	警務部警務課長
警 察 署	各警察署長

警察無線電話

県 警 察 本 部	警備部外勤課長
基 地 局 設 置 警 察 署	各警察署長

警察無線電話

県 警 察 本 部	警務部警務課長
応 急 無 線 局 設 置 警 察 署	応急無線局設置箇所を管轄する警察署長 (警察警備本部を設置した場合は警察警備本部長)

漁港施設の操作及び保守に関する協定書

宮城県塩釜漁港事務所長（以下「甲」という。）と名取市長（以下「乙」という。）とは、閑上漁港区域内の甲の管理する漁港施設の操作及び保守について、次のとおり協定する。

- 1 操作の委託
甲は、その管理する漁港施設で別に指定するもの（以下「操作施設」という。）の操作及び保守を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 操作施設の指定
前項の指定は、操作施設一覧表（様式第1号）を甲が乙に交付することにより行うものとする。
- 3 操作施設の操作
 - (1) 操作施設の操作は、門扉等の開閉等とする
 - (2) 乙は、次の各号の一に該当する場合で、防災上操作施設の操作が必要と認められるときは、直ちに操作するものとする。
 - イ 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
 - ロ 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
 - ハ 前各号のほか、異常潮位及び河川の高水位が予測される時。
 - (3) 乙は、前項の操作を行ったときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その報告は、電話等によっても差し支えないものとする。
- 4 操作施設の保守
操作施設の保守は、同施設に対する給油等の経常的な維持補修、周辺の清掃及び整頓とし、乙は、操作施設を常に良好な状態で操作できるようにしておくものとする。
- 5 操作体制の報告
乙は、操作施設の操作体制について、毎年5月31日までに操作体制一覧表（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 6 操作訓練
乙は、毎年1回以上、操作施設の実地訓練を行うものとする。この場合の訓練の日時は、甲乙協議して定めるものとする。
- 7 き損等の報告
操作施設のき損等を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 8 費用の負担
 - (1) 操作施設の操作及び保守に要する費用は、乙の負担とする
 - (2) 操作施設が災害を受けた場合の復旧及び補修に要する費用は、甲の負担とする。
- 9 損害の賠償
操作施設の操作及び保守に伴い損害賠償の対象となる事態が生じたときは、甲と乙とは、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。
- 10 その他
この協定に疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成4年4月1日

甲 宮城県塩釜漁港事務所長 印

乙 名取市長 石川 次夫 印

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。

3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。

4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。

5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情

報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。

3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。

4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各自1通を保管するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事	浅野 史郎
宮城県市長会会長	藤井 黎
宮城県町村会会長	鹿野 文永

釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市名取川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備及び河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が乙から要請を受け警報設備等を利用して実施するものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民等に伝達する内容は、名取市名取川において乙が自ら発する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時等に乙が行う住民等への災害情報等の伝達を、甲が支援することに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、次のとおりとする。

（1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

（2） 甲が設置しているダム情報表示設備を用いた電光表示情報

2 前項の設備において伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 国土交通省東北地方整備局
釜房ダム管理所長
坂本 良三

乙 名取市長
佐々木 一十郎

別表－1

警報所一覧表

警報所名	所在地	備考
余方	宮城県名取市高館熊野堂字余方川端21-2	
高館	宮城県名取市高館熊野堂字余方下東2-8	
飛鳥	宮城県名取市高館熊野堂字余方飛鳥47-7	電光表示板付き
閑上	宮城県名取市閑上字新猿猴97-1	
藤塚	宮城県仙台市若林区藤塚字一本松95-2	

樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

宮城県仙台地方ダム総合事務所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市増田川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲の設置した警報設備を利用した支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が住民に伝達提供する情報の内容は、名取市増田川における乙が自ら実施する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時における住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 前項の設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月22日

甲 宮城県仙台地方ダム総合事務所長
佐藤 三喜男

乙 名取市長
佐々木一十郎

別表 - 1

警報所一覧表

警報所名	所在地	備 考
樽水ダム	名取市高館川上字長畑地内	
川 上	名取市高館川上字八反57	
元 中 田	名取市高館吉田字中在塚82	
手 倉 田	名取市手倉田字堰根469	
上 増 田	名取市飯野坂一丁目63番4	
耕 谷	名取市下増田字田子作165	
寺 野	名取市杉ヶ袋字寺野6	

災害時相互応援に関する協定

新宮市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年11月10日

和歌山県新宮市長 佐藤 春陽 印

宮城県名取市長 佐々木 一十郎 印

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、名取市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 名取市内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合
- 二 名取市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年9月7日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行 印

乙 名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、空港が所在する千歳市、花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市及び霧島市（以下「協定市」という。）において、地震、暴風、豪雨その他の自然災害、大規模な火災、感染症等による被害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援等のための物資、資機材等の確保が困難なときに、協定市相互間の航空輸送による応援（以下「応援」という。）を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項に規定する物資及び資機材（以下「物資等」という。）は、原則として次条の規定による応援の要請があった際に協定市が現に保有するものに限るものとする。

(応援の要請)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条の連絡担当部局を通じ、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な範囲で応援するように努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。ただし、これにより難いときは、応援を要請した被災市及び応援した協定市が協議の上定めるものとする。

(連絡担当部局の設置等)

第6条 協定市は、大規模災害等の発生時の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を他の協定市に周知するものとする。

(情報の共有)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように物資等の保有情報を共有し、相互に当該情報を確認できるようにするものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年9月24日

千歳市長	山口 幸太郎	印
花巻市長	大石 満雄	印
名取市長	佐々木 一十郎	印
岩沼市長	井口 経明	印
伊丹市長	藤原 保幸	印
大村市長	松本 崇	印
霧島市長	前田 終止	印

災害時相互応援に関する協定

上山市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月20日

山形県上山市長 横戸 長兵衛 印

宮城県名取市長 佐々木 一十郎 印

災害時におけるまなウエルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県総合教育センター（以下「乙」という。）とは、甲が災害時においてまなウエルみやぎを甲の地域防災計画に定める避難場所として利用すること（以下「避難場所としての利用」という）について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難場所としての利用上、必要な事項を定めることを目的とする。

（責任の所在等）

第2条 避難場所としての利用上必要な業務等は、甲の責任において行うものとし、乙はまなウエルみやぎの運営に支障がない範囲で、甲に協力するものとする。

2 原則として、乙は、避難場所としての利用において発生した事故等に関する責任を負わないものとする。

3 避難場所としての利用により生じる費用は、甲が負担するものとする。

（避難場所としての利用の開始等）

第3条 避難場所としての利用の開始の判断は甲が行い、乙はまなウエルみやぎの被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡する時間的余裕がない等の場合においては、乙の判断に基づき避難場所として利用を開始することができるものとする。

3 乙は、休日夜間等まなウエルみやぎに職員が不在の時間帯に発生する災害に備えて、まなウエルみやぎの開錠等、避難場所としての利用の開始に必要な業務をみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社に依頼するものとする。

（利用期間等）

第4条 避難場所としての利用の期間は、甲が災害に係る避難勧告又は避難指示を解除するまでとする。

ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲内で期間を延長できるものとする。その場合、甲は乙への職員の派遣等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期にまなウエルみやぎの運営を再開できるよう配慮するとともに、避難場所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（避難場所としての利用の終了等）

第5条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 避難場所としての利用に関して、甲の責任に帰すべき事由によりまなウエルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等がまなウエルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

（避難者の誘導等）

第6条 甲は、避難場所としての利用の終了に際して、避難者のまなウエルみやぎからの退去を誘導する職員を速やかにまなウエルみやぎに派遣するものとする。

2 乙は、まなウエルみやぎ利用者の安全確保等、まなウエルみやぎ運営に支障が無い範囲で、避難者の誘導等の支援を行うものとし、当該支援を行う職員を予め定めるものとする。

3 甲は、避難者の誘導等を支援するための地域の代表者等の予め定めるものとする。

(避難場所として利用できる範囲等)

第7条 避難場所としての利用ができる範囲は、別添図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は、乙の了解を得て前項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認めた場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

(避難場所としての利用に係る訓練等)

第8条 甲は、年1回以上、避難場所としての利用にかかる訓練又は関係者間の連絡調整会議等を実施するものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する訓練等に要する費用は、甲において負担するものとする。

4 第1項に規定する訓練により、避難場所としての利用方法等において問題点が明らかになった場合等は、甲は乙と協議の上必要な改善を行うものとする。

(防災無線の整備)

第9条 甲は、災害時の連絡手段として、まなウェルみやぎに防災無線を整備するものとし、乙はその設置について許可するものとする。

(手順書の作成)

第10条 避難場所としての利用の開始等に係る各関係者の具体的な役割等について、甲乙及びみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社と協議の上、手順書として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定められた事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県総合教育センター 所長 石上 正敏 印

災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県教育委員会（以下「乙」という。）は、宮城県内に発生した地震その他の災害時における、名取市地域防災計画に基づく避難所としての県立学校の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる県立学校）

第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。

2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。

（県立学校との覚書の締結）

第3条 甲は、県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と、次の掲げる事項についての覚書を締結するものとする。

（1）利用できる施設の範囲に係る事項

（2）収容できる避難住民等の数の目安に係る事項

（3）甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）の整備に係る事項

（4）甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項

（5）緊急対応に関しての意志決定の方法に関する事項

（6）その他必要な事項

（避難所の設置運営等）

第4条 災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 災害時の避難所の設置運営について、第2条に規定する県立学校の校長（以下「校長」という。）は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、避難所運営マニュアルにおいて、教職員の具体的な支援内容について示すものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所運営マニュアルを整備することや避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所の管理運営を担い得るよう、努めるものとする。

4 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、校長は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

5 甲が行った物資の備蓄等（地域の自主防災組織が準備するものを含む。）及び校長が帰宅困難生徒等用に備蓄する物資については、災害時等において、関係法令等に反しない範囲で相互に利用できるものとする。

（開設期間等）

第5条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、県立学校の避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所の終了)

第6条 甲は、県立学校の避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

(使用許可等)

第7条 本協定に基づき、甲が第2条に規定する県立学校を避難所として使用する場合、校長は、教育財産管理規則（昭和55年宮城県教育委員会規則第7号）第7条の12第1号の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は同規則第11条第2項第1号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年11月29日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(別表：第2条関連)

甲が避難所として利用できる県立学校は下記のとおりとする。

学校名	住所
宮城県名取北高等学校	宮城県名取市増田字柳田103
宮城県農業高等学校	宮城県名取市高館吉田吉合66
宮城県立名取支援学校	宮城県名取市吉田字東真坂6-11

(令和8年3月11日付協定一部変更)

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67項第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5) その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書を33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市長	瀬戸	孝則	印
二本松市長	三保	恵一	印
伊達市長	仁志田	昇司	印
本宮市長	高松	義行	印
桑折町長	高橋	宣博	印
国見町長	太田	久雄	印
川俣町長	古川	道郎	印
大玉村長	押山	利一	印

《仙南地域広域行政圏》

白石市長	風間	康静	印
角田市長	大友	喜助	印
蔵王町長	村上	英人	印
七ヶ宿町長	梅津	輝雄	印
大河原町長	伊勢	敏	印
村田町長	佐藤	英雄	印
柴田町長	滝口	茂	印
川崎町長	小山	修作	印
丸森町長	保科	郷雄	印

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市長	立谷	秀清	印
南相馬市長	桜井	勝延	印
新地町長	加藤	憲郎	印
飯舘村長	菅野	典雄	印

《亘理・名取広域行政圏》

名取市長	佐々木	一十郎	印
岩沼市長	井口	經明	印
亘理町長	斎藤	邦男	印
山元町長	齋藤	俊夫	印

《置賜広域行政圏》

米沢市長	阿部	三十郎	印
長井市長	内谷	重治	印
南陽市長	塩田	秀雄	印
高畠町長	寒河江	信	印
川西町長	原田	俊二	印
白鷹町長	佐藤	誠七	印
飯豊町長	後藤	幸平	印
小国町長	盛田	信明	印

原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書

東松島市（以下「甲」という。）と名取市（以下「乙」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある時（以下「原子力災害等の発生時」という。）における東松島市民の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害等の発生時に行う東松島市民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、東松島市民とは、次に掲げる者をいう。

（1）東松島市に居住する者。

（2）原子力災害等の発生時において東松島市におけるUPZ区域に滞在し、帰宅等が困難な者。

（広域避難の基本的事項）

第3条 原子力災害等の発生時に東松島市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、東松島市民を受入れるものとする。

2 乙は、公共施設のうち、あらかじめ選定した施設の一部を東松島市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 甲は、宮城県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第4条 広域避難の要請は、甲又は県が乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第5条 乙がこの協定に基づき東松島市民を受け入れる期間は、原則として、避難所ごとに前条第2項の受入準備を開始した日から1か月以内とする。ただし、原子力災害等の発生時と合わせ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

（避難退域時検査等）

第6条 広域避難を行う東松島市民に対する避難退域時検査等及び除染は、国の方針等に従い県が主体となり実施する。

（必要物資等）

第7条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲で協力するものとする。

（広域避難における役割分担）

第8条 広域避難における甲の活動内容は、次の各号のとおりとする。

（1）防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保

（2）避難所受付ステーションへの運営支援

（3）避難対象地区から避難所受付ステーション及び避難所等への誘導

（4）避難者の自家用車駐車スペースの確保

（5）避難所運営に係る必要物資の調達

- (6) 避難所及び福祉避難所の運営
 - (7) 避難住民の健康管理
- 2 広域避難におけるこの活動内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 避難所受付ステーションの運営
 - (2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援
 - (3) 避難所の開錠及び施設管理
 - (4) 避難所運営に係る必要物資の調達支援
 - (5) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援
 - (6) その他、甲から特に要請のあったもの

(避難所の運営)

第9条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、避難者の受入を行うなど避難所の運営を行うものとする。

なお、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙の教育委員会及び学校長等と調整を図るものとする。

(福祉避難所の開設)

第10条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと、第3条第2項の避難所とは別に、福祉避難所を開設する。

(費用負担)

第11条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る経費については、災害救助法、原子力災害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原子力損害賠償法」という。）及び国の費用負担等により、乙の負担とならないことを原則とする。

2 前項のうち災害救助法、原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲の防災課長及び乙の防災安全課長とする。

(補則)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回、甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月7日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市長 阿部 秀保

乙 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

名取市・半田市災害時相互応援協定書

名取市と半田市は、互いに歴史ある運河の沿川の自治体として、友愛と相互扶助の精神に基づき、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、両市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、両市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （5）災害支援ボランティアのあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 両市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（連絡窓口）

第5条 両市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月12日

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司 郎

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市長 榊原 純 夫

消防相互応援協定書

仙台市長、塩釜市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定による応援は、災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 2 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 3 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 4 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の市等の負担とする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地の市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、災害発生地の市等が負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第9条 市長等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 釜 市 長	川 瀬 基 治 郎
名 取 市 長	荘 司 庄 九 郎
泉 市 長	鈴 木 幸 治
多 賀 城 市 長	大 場 源 七
岩 沼 市 長	古 内 広 直
宮 城 町 長	白 石 今 朝 松
松 島 町 長	伊 藤 政 治
七ヶ浜町長	赤 間 今 雄
利 府 町 長	鈴 木 権 十 郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合	管理者 川 瀬 基 治 郎

名取市消防本部と 仙台市ガス局 名取市農業協同組合 とのガス災害対策に関する業務提携

(目的)

第1条 この協定は、名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び 仙台市ガス局 名取市農業協同組合（以下「ガス局 名取市農協」という。）が相互に協力し、消防本部管内において ガス局 名取市農協 が供給するガスに起因する火災爆発及び漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し被害を最小限度に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の規定の適用を受ける施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げるもの
- (2) その他双方が必要と認めるもの

(災害予防活動)

第3条 災害を未然に防止するため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 連絡会議

災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- (2) 共同点検

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、第2条各号の掲げるものについてそれぞれの関係を法令に基づき立入検査又は定期点検を実施する場合において、必要があると認めたときは、双方協議のうえ共同して行う。

- (3) 資料の提供

災害の予防又は消防活動のために必要があると認められる資料についてそれぞれ可能な範囲において相互に提供を行う。

- (4) 災害防止設備の普及および広報

ガス局 名取市農協 は、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

- (5) 教育訓練

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において消防本部から要請があったときは ガス局 名取市農協 はこれに協力する。

(災害防ぎょ活動)

第4条 災害を防ぎょするため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 通報及び連絡

消防本部及び ガス局 名取市農協 のいずれかが、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は速やかに通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

ガス局
名取市農協 は、災害が生じたときの緊急出動体制及び応急出動体制の細部についてあらかじめ消防本部に通報しておき、119番による災害通報を覚知したときは双方が直ちに出動する。ただし、ガス局
名取市農協 が他業者の供給するガスに起因する災害であることを出動前に確認したときは、この限りではない。この場合において、ガス局
名取市農協 はその趣旨を速やかに連絡しなければならない。

(3) 緊急しゃ断

- ア ガスの供給停止は、ガス局
名取市農協 が行う。ただし、消防本部は、ガス局
名取市農協 に先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めるときは、ガスの緊急しゃ断を行うことができる。
- イ 消防本部は、ア中ただし書きに規定する措置を行ったときは速やかにガス局
名取市農協 へ連絡しなければならない。
- ウ ア中ただし書きの規定に基づき、ガスの供給を停止した場合の供給再開は、ガス局
名取市農協 が行う。

(4) 現場での協議及び措置

- ア ガス局の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。
- イ ガス局
名取市農協 の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、昭和57年6月1日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和57年5月31日

名取市消防本部	消 防 長	百足 英夫
仙台市ガス事業管理者		吉野 禎造
名取市農業協同組合	組合長理事	武田 清

東北自動車道宮城県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき、仙台市、名取市及び仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合及び黒川地域消防組合（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政地域のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、東北自動車道において、火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市等相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団その他の団体の協力を得て、火災等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったとき又は日本道路公団から通報があったときは、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

この協定により出動する消防隊等は、原則として協定市等消防本部の消防隊等とする。

（応援の要求等）

第3条 応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 災害等の種別
- （2） 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- （3） 応援を必要とする消防隊等の種類及び隊数
- （4） 道路条件、気象その他参考となる事項

（応援消防隊等の出動）

第4条 この協定による消防隊等の出動は、当該協定市等の消防業務に支障がない範囲において出動するものとする。

2 協定市等は、第2条の規定に基づく応援に出動したときは、直ちに災害等の発生地を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指揮）

第5条 同一の災害に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等の最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第6条 災害等の事務処理は、当該災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が行うものとする。ただし、当該災害の発生地を管轄する協定市等の消防隊が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 協定市等は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（災害に要する経費）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援を行った協定市等の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 東北自動車道の多重衝突事故等による災害等のため通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、協定市等は、日本道路公団に対して協議することができるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議の上決定するものとする。

(実施細目等)

第9条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

第10条 昭和62年11月1日付で締結した東北自動車道宮城県消防相互応援に関する協定書は、昭和63年6月30日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、市長、理事長及び管理者が記名押印のうえ各自1通を保管する。

昭和63年7月1日

仙台市長

石井 亨

名取市長

石川 次夫

仙南地域広域行政事務組合 理事長

浅川 純直

栗原地域広域行政事務組合 管理者

佐藤 昌克

大崎地域広域行政事務組合 管理者

古川市長 千坂 雄

黒川地域消防組合 管理者

木幡 恒雄

宮城県広域消防相互応援協定書

大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の相互の応援・受援体制の確立及び応援消防隊の派遣等を円滑に行うため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震及び風水害
- (2) 山林地域での林野火災及び大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件及び気象状況
- (7) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

（報告）

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑 義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本12通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から実施する。

仙台市長		郡	和子
名取市長		山田	司郎
登米市長		熊谷	盛廣
栗原市長		千葉	健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤 俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤 康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原 茂
立会人		宮城県知事	村井 嘉浩

宮城県広域航空消防応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書12通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成4年4月1日に締結した宮城県広域航空消防応援協定書は廃止する。

平成31年4月1日

宮城県知事			村井 嘉浩
仙台市長			郡 和子
名取市長			山田 司郎
登米市長			熊谷 盛廣
栗原市長			千葉 健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤 俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤 康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原 茂

仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、仙台市及び名取市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域のうち仙台東部道路及び仙台南部道路（以下「仙台東部道路等」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、仙台東部道路等において、火災、救急事故又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団、宮城県道路公社及びその他の団体の協力を得て、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、仙台東部道路等における消防業務の応援区分を定めるとともに、相手方協定市からの要請又は日本道路公団若しくは宮城県道路公社からの通報に基づき、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣（以下「応援」という。）を行うものとする。

2 協定市は、当該協定市の消防業務に支障がない範囲において応援するものとする。

3 回転翼航空機による応援は、航空消防応援実施細目（平成5年4月1日締結）に規定する航空消防応援の例による。

（応援の要求及び通報）

第3条 前条第1項の応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- (3) 応援に要する消防隊等の種類及び隊数
- (4) 道路条件、気象その他参考となる事項

（消防隊等の出動）

第4条 協定市は、第2条の規定に基づき応援に出動したときは、直ちに災害の発生地のある行政区域を管轄する協定市（以下「受援市」という。）に通報するものとする。

（指揮）

第5条 同一の災害に関して、双方の協定市の消防隊等が出動したときは、消防活動の指揮は、受援市の消防長が行うものとする。受援市の消防隊等が出動しないときは、消防活動の指揮は、応援を行った協定市（以下「応援市」という。）の消防長が行うものとする。

2 前項前段に規定する場合においては、応援市の消防隊長及び隊員は、受援市の消防隊等の隊長の指揮を受けるものとする。

（災害にかかる事務処理）

第6条 仙台東部道路等における火災に係る事務処理は、受援市の消防隊等が行うものとし、その他の災害に係る事務処理は、出動した消防隊等それぞれが行うものとする。

第7条 協定市は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（応援に要する経費）

第8条 応援に要する経費は、原則として応援市の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市が協議

して定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定書に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市の消防長が実施細目を締結して別に定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、市長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成6年3月30日

仙台市長
名取市長

藤井 黎
石川 次夫

仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

仙台国際空港株式会社並びに仙台市、名取市及び岩沼市は、仙台空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり定める。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、仙台国際空港株式会社と仙台市消防局、名取市消防本部及び岩沼市消防本部（以下「消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、仙台国際空港株式会社が第1次的にこれに当たり、消防機関は必要に応じ出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域とする消防機関（以下「管轄消防機関」という。）が第1次的にこれにあたり、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域としない消防機関（以下「管轄外消防機関」という。）及び仙台国際空港株式会社は必要に応じ出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港で緊急事態が発生した場合には、仙台国際空港株式会社は消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺で緊急事態が発生した場合には、管轄消防機関は管轄外消防機関及び仙台国際空港株式会社に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着しだい速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要する費用の負担については、別に協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 仙台国際空港株式会社及び消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通 知）

第6条 仙台国際空港株式会社又は消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、そのてん末を相互に通知するものとする。

（訓 練）

第7条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は協議して、緊急事態における消火救難活動に関する訓練計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定に記載する事項の円滑な実施に関し必要な事項は、仙台国際空港株式会社及び消防機関の長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度仙台国際空港株式会社代表取締役、仙台市長、名取市長及び岩沼市長が協議して定めるものとする。

附則

この協定書は、平成28年7月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、仙台国際空港株式会社代表取締役並びに仙台市長、名取市長、岩沼市長及び立会人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成28年6月28日

仙台国際空港株式会社代表取締役

岩井 卓也

仙台市長

奥山恵美子

名取市長

佐々木一十郎

岩沼市長

菊地 啓夫

立会人 宮城県知事

村井 嘉浩

災害発生における消防活動に関する応援協定書

(目的)

第1条 名取市消防本部（以下「甲」という。）と、名取電気工事災害協力会（以下「乙」という。）は、市域内において3階以上の中高層建築物からの火災、列車事故及び、自然災害等の発生（以下「災害等」という。）に際し、乙の所有する高所作業車（以下「作業車」という。）の応援を受けて、消防活動を有効に行うことにより、災害等から住民の生命、身体を保護することを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援範囲)

第2条 この協定に基づく乙の応援範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火 災
- (2) 地 震
- (3) 風 水 害
- (4) 列車事故
- (5) そ の 他（作業車の応援を必要とする災害）

(応援要請)

第3条 甲は、災害等により消防活動上、乙の応援の必要があると認めたときは、乙に対し、電話、またはファクシミリにより次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- (1) 災害等の発生状況
- (2) 応援の場所及び、到着時刻
- (3) 必要とする作業車の能力及び、台数
- (4) 必要とする作業人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援終了)

第4条 甲は、災害等の状況から応援の必要がなくなったと判断したときは、活動中の作業従事者に対して終了の通知を行うものとする。

(応援に関する準備)

第5条 乙は、甲の応援要請に迅速に対応するため、事前に出動体制を確立するとともに、乙の作業車の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

2 応援要請に対応できない事由が生じたときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(現場指揮)

第6条 活動に際しては、甲、または甲の指名する指揮者の指示に従うものとする。

(秘密保持)

第7条 活動中において知り得た情報については、口外してはならない。

(事故処理)

第8条 応援要請に係る事故については、乙の責任において処理するものとする。

(費用請求)

第9条 乙は、この協定に基づく活動に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、内容を精査確認して速やかにその費用を支払うものとする。

(訓練参加)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた場合、甲及び、乙はその都度協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長補佐、乙においては名取電気工事災害協力会代表者とする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって速やかに相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年12月1日から施行する。

平成26年11月26日

(甲) 名取市消防本部
消 防 長 板 橋 勝 典 印

(乙) 名取電気工事災害協力会
代 表 加 藤 孝 印
(現：名取電気工事災害協力会)

<五十音順>

住 所 名取市増田三丁目9番51号
事業所名 株式会社 加藤電設工業
氏 名 代表取締役 加藤 貴哉 印

住 所 名取市大手町三丁目1-10
事業所名 株式会社 高橋電気工業所
氏 名 代表取締役 高橋 次男 印

住 所 名取市植松一丁目7番5号
事業所名 大和電気 株式会社
氏 名 代表取締役 相澤 きよの 印

住 所 名取市高館吉田字東内館27
事業所名 有限会社 那智電建
氏 名 代表取締役 佐々木 憲郎 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

亘理名取地区広域行政連絡協議会の構成市町である名取市、岩沼市、亘理町及び山元町（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬等）

第6条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡場所は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（費 用）

第7条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年9月2日

甲	名取市長	石川次夫
	岩沼市長	井口経明
	亘理市長	伊藤敏雄
	山元町長	森 久一

乙	みやぎ生活協同組合
	理事長 外尾健一

サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書

名取市長石川次夫（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社仙台工場理事工場長池田博一（以下「乙」という。）とは、上水道の給水について次のとおり覚書を締結する。

（給水施設）

第1条 給水施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 サッポロビール株式会社仙台工場
位 置 宮城県名取市手倉田字八幡310-1

（施行範囲）

第2条 上水道施設の施行について、宅地内仕切弁（本管栓止め含む）までの配水本管については甲の施行とする。仕切弁以降宅地内の給水装置は乙の施行とする。宅地内仕切弁の設置位置は別途協議とする。

2 給水装置の新設は、名取市水道給水条例第5条の規定に基づき乙が行うものとする。

3 メーターの設置は、名取市水道給水条例第20条第1項第3号の規定に基づき乙の負担とする。

（相互調整）

第3条 乙は甲の施行する配水本管工事に関し、宅地内における工事に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

（加入金）

第4条 名取市水道給水条例第33条に基づく加入金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。
金13,020,000円（消費税含む）

（開発負担金）

第5条 名取市水道給水条例第34条に基づく建築物開発負担金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。

金95,550,000円（消費税含む）

（納入方法）

第6条 第4条、第5条に定める加入金及び開発負担金は、別表の開発負担金等納入計画表に基づき納入するものとする。

2 年度別の納入は、甲が発行する納入通知書により納入するものとする。

（給水開始時期）

第7条 給水開始予定日は、平成17年1月1日とする。

（応急飲料水の提供）

第8条 甲は地震等の災害に際し、乙の受水槽の貯留水について応急飲料水として提供を要請できるものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 15年12月15日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 石川次夫

乙 宮城県名取市手倉田字八幡310-1
サッポロビール株式会社仙台工場
理事工場長 池田博一

災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の 協力に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と名取市危険物安全協会に加盟している給油所（以下「乙」という。）は災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、市内において災害が発生した場合、甲及び乙が相互に協力して、住民の生活の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この覚書に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項の内容）

第4条 甲が乙に協力要請を行う事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 燃料等の優先的な供給
- イ 資器材等の貸出
- ウ 傷病者の応急救護
- エ 各種情報の提供等
- オ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的に応じ協力を努めるものとする。

（費用）

第6条 甲の要請に基づき乙が協力することに要する費用は（人件費は除く。）、原則として甲の定める基準により甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第8条 この覚書を実施するため、必要な事項については、別に定めるものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（覚書有効期間）

第10条 覚書の有効期間は、締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた時は、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年6月29日

甲 名取市
名取市長 石川 次夫

乙 名取市危険物安全協会代表
協会長 高橋 勝美
(現：名取市防災安全協会)

自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部
支部長 佐藤 順子

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生した場合において、愛玩動物の保護を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、名取市民が被害を受けた場合に、甲は乙に対し動物愛護の応援を要請し、市民が飼育する愛玩動物の保護、安全のため甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、保護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による保護活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時の発生状況により保護活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話等で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 保護動物の健康管理
- (2) 保護動物の治療
- (3) 医療活動に必要な人員、薬品、器材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に保護活動時の動員体制を確立すると共に、保護活動に係る乙及び乙の会員の薬品、器材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制（簡易テント、簡易ゲージ等）を整える。保護場所については、甲からの連絡による指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 保護活動に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って保護活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、保護活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく保護活動については、原則として乙のボランティア支援活動ということで無償とする。

2 乙の保護活動の期間については、原則として1週間とする。但し、特殊な状況が発生した場合は、この期間について、甲、乙協議して決めることができる。

3 前項に規定する保護活動期間を超える場合は、超えた保護動物に要した費用は飼主負担とする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年2月21日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(細目)

第11条 この協定に関する細目（「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という）は、別途定める。

(協議事項)

第12条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年 2月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部
支部長 佐藤 順子

災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代 表 丹野 憲勝

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合の応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の内容)

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急工事活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(事前準備及び報告)

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

(応援要員の派遣)

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(指揮及び応援要員)

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の会員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応援復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月27日

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎 印

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代表 丹野 憲勝 印

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要なとする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 食料品・飲料水等
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用品
- (7) 日用雑貨
- (8) 冷暖房器具
- (9) その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又は電信を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

- 2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においてはイ

オン株式会社ジャスコ新名取店後方統括マネージャーとする。

(経費の負担)

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(保有物資の照会)

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(施行開始日)

第11条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第12条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3-3
イオン株式会社 執行役北日本カンパニー
支社長 松巾 幸一
(現：イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社 ダイヤモンドシティ（以下「乙」という。）は、甲乙が平成18年8月1日に締結した「地域防災に関する基本協定書」第3条に基づき、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するショッピングセンターであるダイヤモンドシティ・エアリ（以下「本SC」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙の本SC駐車場において、避難場所、食糧・生活物資等を集積する場所として可能な範囲で提供すること。
 - （2） 乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知りえた災害状況を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し、可能な限り協力をするものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲による要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市防災安全課、乙においてはダイヤモンドシティ・エアリSCマネージャーとし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

- 2 甲と乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協議に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 株式会社ダイヤモンドシティ
代表取締役社長 鯛 洋三

（現：イオンモール株式会社イオンモール名取）

災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、学校法人尚絅学院（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定並びに市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設を避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、尚絅学院大学の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）及び生活物資を集積する場所として、甲に提供すること。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（2）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。

（3）乙は、避難施設に収容した避難者へ、乙の所有する物資を可能な範囲で提供すること。

（4）乙は、尚絅学院大学の学生に対し、甲からの要請があった場合、災害ボランティアへの協力について呼びかけを図ること。

（5）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応すること。

（6）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めること。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、避難施設を開設し、管理・運営する。

2 甲は、避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮する。

3 甲は、避難施設を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。

4 乙は、避難施設の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

5 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき7日を限度とする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難施設の管理・運営に係る費用を負担する。但し、第2条第1項第3号を含まない

ものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 名取市長
佐々木 一十郎

乙 尚綱学院理事長
宍戸 朗大

災害時等における施設使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と扇屋商事株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有する災害用トイレ3基（以下「施設」という。）について、災害時等における施設使用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模な災害が発生した場合に、甲が住民に対して行う災害対策にあたり、乙の所管する施設を利用して実施するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、災害発生時において甲からの要請に基づき、施設の使用可能な状態に講ずるものとする。

2 甲が前条の目的により敷地内に立ち入って施設を使用する場合、乙は無償で使用させるものとする。

3 甲は、本敷地内において甲が防災訓練を行う場合、事前に乙と訓練内容について協議し実施するものとする。

4 施設の所在及び施設利用場所は別紙—1に示すとおりとする。

（要請の手続き）

第3条 乙の所有する施設を使用する場合は文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（維持管理）

第4条 施設の維持管理は、甲が責任を持って行うものとする。

2 甲が維持管理のため敷地内に立ち入る場合、事前に乙の承諾を得るものとする。

3 甲は平常時及び災害発生時における施設に掛かる維持管理費を負担する。

（現状回復）

第5条 甲は、施設を使用した場合、甲の負担により現状回復するものとし、訓練等の使用においても同様とする。

（賠償責任）

第6条 甲は、施設使用時に乙が所有する施設及び使用する敷地内において、第三者に損害を与えたとき、その損害を賠償しなければならない。

（施行開始日）

第7条 この協定は、締結日より施行する。

（改正又は廃止）

第8条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知しない限り、この効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年6月6日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台市青葉区二日町2番22号
扇屋商事株式会社
代表取締役 石田 道雄 印

電力設備災害復旧に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社岩沼営業所（以下「乙」という。）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災情報の収集と低調等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
 - イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）及び復旧状況
 - ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
 - エ その他必要と思われる情報
- 2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。
- 3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部からの要請を待つことなく、災害情報の収集・伝達・各種調整等を図るための社員を災害対策本部に派遣することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、情報提供するものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧作業応援隊本部、駐車場、資材置場としての用地の使用について協力を要請することができるものとする。

具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書実施細目による。

2 乙が上記用地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

（交通支障物の除去）

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものと

する。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧に当たり、乙が所有する電源車等の使用による電力復旧については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができるものとする。

(1) 感電事故の防止

(2) 漏電による火災の防止

(3) 電力設備の被害情報の提供

(4) 停電及び復旧状況に関する情報

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならびに乙は記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年6月13日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 東北電力株式会社岩沼営業所長 宮曾根 隆 印

(現：東北電力ネットワーク株式会社 岩沼電力センター)

災害時応援協定

名取市（以下、「甲」という。）とエスアールジータカミヤ株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために乙が管理する膜構造アルミドーム施設「杜せきのしたインドアテニス」（以下「ドーム施設」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙のドーム施設において、住民の災害時における一時避難所として可能な範囲で提供すること。
 - （2）前項における乙のドーム施設提供期間は、4日間を上限とする。
 - （3）乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前各号に定めのない事項についても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定する協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権の帰属を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（期間内解約）

第8条 甲及び乙は、契約期間中であっても、1ヶ月前に相手方に通知することによって本契約を終了させることができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成21年3月24日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印
乙 大阪府大阪市北区茶屋町19番19号
エスアールジータカミヤ株式会社
代表取締役社長 高宮 一雅 印

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と宮城県解体協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市に地震等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正かつ円滑の実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）に定めるものをいう。
- （2）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- （3）解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- （4）災害廃棄物 大規模災害による建築物の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び大規模災害による倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

（要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去法等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- （1）大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- （2）災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が地域防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として、乙の協力が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 甲は、地域防災計画に基づき乙の協力が必要な場合には、乙に様式第1号を提出し、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要請する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して撤去等を行うものとする。

- （1）解体撤去等に必要となる人員、車両、資材、機材等の調達は乙が行うこと。
- （2）騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないように十分配慮すること。
- （3）アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正に処理を進めること。
- （4）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別撤去等に努めること。

と。

2 甲は、災害廃棄物の運搬を要請する場合は、乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし、甲が保管場所等を指定できない場合は、乙は自ら保管場所を確保し、甲の承諾を得て運搬するものとする。

3 甲と乙は、解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために、適宜、情報交換を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、解体撤去等を完了したときは、すみやかに様式第3号により、その内容を甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第7条 甲が第3条の規定により、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に定める費用の額は、大規模災害発生直前の標準的な費用を基準にして、当事者が協議の上決定する。

（損害賠償）

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて解体撤去に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該当事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡体制）

第10条 この協定の運用等に関して連絡窓口は、甲にあつては担当係員、乙にあつては原則として乙の事務局とする。

2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

（協議）

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定書の発行）

第12条 この協定書は、平成22年1月22日から発行するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成22年1月22日

甲	名取市長	佐々木 一十郎	印
乙	宮城県解体工事業協同組合		
	理事長	佐藤 正之	印

災害時非常無線通信の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と名取アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、災害時の非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合の非常無線通信について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手續等を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 この協定に基づき行う乙の活動は、電波法の範囲において、ボランティア精神に基づいて行うものとする。

（協力の要請及び受託等）

第3条 甲は、名取市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害情報の収集及び伝達について乙に協力を要請することができる。

2 乙は前項により要請を受けた場合、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

3 乙は、甲から要請がない場合でも災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と思われる災害情報を甲に提供することができる。

（通信統制）

第4条 乙が前条第2項の規定により通信業務を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に通知するものとする。

（協 議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲が乙に協議して定める。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

（附 則）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月2日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取アマチュア無線クラブ
会 長 瀬野尾 庄三 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び同和警備株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し市民等の安全確保を図るため、乙が管理うんえいする同和警備株式会社名取営業所が行う災害時の初動対応及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）災害情報の収集及び避難誘導など災害時の初動対応並びに応急救済に係る対応

（2）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月3日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 同和警備株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し、市民等の安全確保を図るため、乙が管理運営する仙南ガス株式会社なとりりんくうタウン事業所が行う災害時における応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）なとりりんくうタウン事業所において、避難場所として提供すること。
- （2）炊出し用熱源の提供（避難所等への仮設プロパンガスの供給）
- （3）仮設シャワーの提供
- （4）仮設風呂の提供
- （5）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月3日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙南ガス株式会社
代表取締役社長 片平 和彦 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県造園建設業協会名取分会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が行う応援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の内容等）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、次の応援協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が管理する公園・緑地及び道路（以下「公園緑地等」という。）の樹木等の被災状況についての情報提供
- (2) 公園緑地等の倒木除去
- (3) 前号により発生した伐採木等の撤去・運搬・処分
- (4) その他、甲が必要と認めるもの

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条第1項の規定による応援協力の要請を行うときは文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条第1項に掲げる応援協力を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更を生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（補 償）

第6条 この協定に基づく応援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報提供）

第7条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年1月25日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 社団法人 宮城県造園建設業協会 名取分会
分会長 伊藤 誠逸 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月24日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもの
のうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月16日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長 岩本英昭 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び宮城県隊友会名取支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 自主防災活動への参加及び協力
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策業務への協力

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請（以下「要請」という。）するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに当該文書を提出することができるものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲は、乙に対して、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（協力のための準備）

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、互いに情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力に要した経費については、乙の負担とする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力の伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第8条 協力の際は、乙はボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等に参加し、平素から防災意識を高めるよう努めるものとする。

3 甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県隊友会名取支部
支 部 長 片 岡 忠 印

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、名取市（以下「甲」という。）と仙台空港ビル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市沿岸部において津波警報が発表された場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	仙台空港旅客ターミナルビル
所在地	宮城県名取市下増田字南原（仙台空港内）
所有者	仙台空港ビル株式会社
構造等	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	平成9年
増改築年	平成22年屋上展望デッキ増築
耐震診断	新耐震基準適合

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	2階出発ロビー（約4,900平米）、 3階プラザ（約900平米）
収容人数	200人
避難経路	1階到着ロビーエスカレーター
入口	業務時間内（6:30～21:30） 玄関出入口4箇所 業務時間外（上記時間以外） 玄関出入口1箇所 (風除室2)

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月8日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県名取市下増田字南原
仙台空港ビル株式会社
代表取締役社長 伊藤 克彦 印
(現：仙台国際空港株式会社)

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人名取市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに医療救護班を派遣することができる。

（医療救護活動計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲と密接な連携のもとに、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護活動計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び治療
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 被災者の死亡の確認
- (5) 警察が行う死体検案への協力
- (6) 被災者に対する保健活動

（医療救護班に対する指揮等）

第5条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷

し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(医事紛争)

第9条 医療救護活動の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(費用弁償等)

第10条 第2条第2項の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した人件費及びその費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等のうち使用したものの費用

(3) 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力をを行う。

(細目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人名取市医師会
会長 丹野 尚 昭 印

災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と岩沼薬剤師会名取ブロック会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲からの要請を待たずに薬剤師を派遣することができる。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

（調剤費）

第5条 救護所における傷病者の調剤費は無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、薬剤師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した人件費及びその費用
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用したものの費用
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

（細 目）

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 岩沼薬剤師会名取ブロック会
会 長 守 睦 夫 印

災害時における放送要請に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と仙台CATV株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（申請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び通信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年5月23日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台CATV株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と名取建友クラブ（以下「乙」という。）は、災害等における下水道施設復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する下水道施設に、地震、風水害その他による災害及び事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に、甲は、乙に復旧支援の要請を行い、甲乙が相互に協力し、復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲が、乙に災害等における支援要請する内容は次のとおりとする。

- （1）応急の排水活動
- （2）応急の施設復旧活動
- （3）応急復旧に必要な資機材の提供
- （4）その他復旧活動に必要な事項

（支援要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 支援活動に関する連絡責任者は、甲においては名取市建設部下水道課長、乙においては通知のあった者とし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から、支援体制等に係る情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定による復旧支援活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その額については、甲が算定し、乙と協議して決定するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出がなかった場合は、継続されるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月5日

（甲）名取市長 佐々木 一十郎 印

（乙）名取健友クラブ
会 長 高橋 正巳 印

災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社宮城主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送並びに支援物資等の保管施設（以下「物資保管施設」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資保管施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資保管施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物資保管施設の運營業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき第3条の本業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、第3号様式にて甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市泉区大沢3丁目1番地の3
ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店
主管支店長 宮坂 直孝 印
(現：ヤマト運輸株式会社 名取支店)

災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給及びこれに付随する機器の供給の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して被災者情報の収集と提供などに緊密な連携を保ち、LPガスを供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時においてLPガスを調達する必要があると認めるときは、乙に調達物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する調達物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）LPガス
- （2）LPガス容器
- （3）LPガス供給機器・関連機器
- （4）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬、保安検査等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

名取市増田字柳田80番地

甲

名取市長 佐々木 一十郎 印

宮城県

乙

(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部

支部長 洞口 信弘 印

(現：宮城県LPガス協会 仙南第三協議会)

特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社宮城支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の事前設置及び利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番、建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置箇所）

第4条 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内外における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置情報の管理）

第5条 第3条に規定する特設公衆電話の設置場所及び、第4条に規定する特設公衆電話の設置箇所、並びにこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知するものとする。

（通信機器等の用意）

第6条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機、電話機接続用ケーブルを用意し、保管の上、管理するものとする。

（電話回線等の用意）

第7条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を用意するものとする。

（移転、廃止等）

第8条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転、建て替え等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。

2 前項の設置に係る設備の用意については、第6条に規定する通信機器等の用意及び、第7条に規定する電話回線等の用意に基づき行うものとする。

（設置場所の公開）

第9条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(利用の開始)

第10条 乙が、特設公衆電話の利用の開始を決定するものとし、乙からの連絡により甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所、時刻等の情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第11条 甲は、災害時において、利用者の適切及び円滑な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第12条 乙が、甲乙協議の上、特設公衆電話の利用の終了を決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した設置場所、時刻等の連絡を行うものとする。

(定期試験の実施)

第13条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第14条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第15条 甲は、第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(費用の扱い)

第16条 第6条に規定する通信機器等の用意に係る費用を、甲が、負担するものとする。

2 第7条に規定する電話回線等の用意に係る費用を、乙が、負担するものとする。

3 第8条に規定する移転、廃止等に係る費用は、前項及び前々項に基づき負担するものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については、甲が、負担するものとする。

4 第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験の実施にかかる通話料金は、乙が負担するものとする。

(機密保持)

第17条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(有効期間及び解約特例)

第18条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様のものとする。

2 甲乙いずれかが、この有効期間において、この覚書を解約しようとするときは、その3ヶ月前までに事情を示して予告しなければならない。

(原状回復)

第19条 乙は、この覚書が終了した場合は、速やかに乙の責任と費用負担で、特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、乙の設置した部分について撤去し、甲に明け渡すこととする。

(その他)

第20条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

2 この協定は、甲と乙の責任者や組織の変更が生じた場合でも、その効力を失わないものとする。

3 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年6月23日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市
市長
佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市若林区五橋3丁目2番1号
東日本電信電話株式会社 宮城支店
支店長
五十嵐 克彦 印

災害時における放送に関する協定書

名取市（以下（甲）という。）と特定非営利活動法人エフエムなとり（以下乙という）は、名取市域において災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2）災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時災害放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法56条の規定による伝達、通知または警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、その後要請書を提出するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送事項
- （3）その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信が甲である旨を放送するものとする。

（防災無線の放送）

第5条 乙は、甲が防災無線を使用した場合は、前条の手続を経ず乙の放送を中断し、甲の放送を行うものとする。

（災害放送の実施）

第6条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第7条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 災害放送及び災害に関する各種情報の放送の費用は乙の負担で行うものとする。但し放送が長期化し乙の負担が過大となった場合等は別途協議するものとする。

(臨時災害放送局)

第9条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時の広報内容などについて情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 名取市長 佐々木一十郎

乙 住所 名取市増田字柳田385-3
NPO法人エフエムなとり
理事長 中澤勝巳

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合において、水道の確保を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、甲が所管する水道施設の速やかな復旧活動（以下「復旧活動」という。）の応援要請活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲の水道施設に被害を受けた場合に、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

（応援活動の記録）

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要な事項を記録し、速やかに甲に提出

するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の組合員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応急復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、水道災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月24日

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎 印

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩 印

災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書

宮城県名取市（以下「甲」という。）と名取市内郵便局（以下「乙」という。）は、名取市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、名取市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^註

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 名取市 防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 名取郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年8月7日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取市内郵便局
名取郵便局
閑上郵便局
館腰郵便局
高館郵便局
名取ニュータウン郵便局
名取増田郵便局
名取大手町郵便局
名取ゆりが丘郵便局

名取市内郵便局代表
宮城県名取市飯野坂1-2-3

名取郵便局長 小岩 龍生 印
(現：日本郵便株式会社 名取郵便局)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩沼歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動員の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護に従事する者（以下「歯科医療救護活動員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護活動員を、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに歯科医療救護活動員を派遣することができる。

（歯科医療救護活動員の業務）

第3条 歯科医療救護活動員は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して歯科医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 傷病者の後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 歯科保健活動
- (4) 警察が行う検視・検案に際しての法歯学上の協力

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する歯科医療救護活動員が使用する医薬品等は、当該医療救護員が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第5条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、歯科医療救護活動員と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護活動員の派遣に要した人件費及びその費用
- (2) 歯科医療救護活動員が携行した医薬品のうち使用したものの費用
- (3) 歯科医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

(細目)

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月11日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人岩沼歯科医師会
会長 遠藤 裕三 印

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は、災害発生に際し、レンタル機材の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が甲にレンタル機材の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、発電機、投光器等、別表に掲げる乙が所有するレンタル機材（以下「機材」という。）をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時における機材の確保を図るため、必要と認める場合は、乙に対し、機材の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に機材の供給を要請する場合は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、機材の供給について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 乙が甲に機材を引き渡す場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は当該指定場所へ職員等を派遣し、機材を確認のうえ、これの引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が供給した機材の賃借料及び運搬に係る費用（機材に係る動産総合保険の保険料）を含む。以下「費用」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

2 前項の機材の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、機材の引渡しを受けた後、乙からの請求書を受理した場合は、災害時の混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、災害時に自らが被災した場合は、甲と協議のうえ、被害の程度に応じて、機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、この協定を同一条件でさらに1年間延長するものとし、以後、この例によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく機材の供給に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者及び連絡先を定め、相手方に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（疑義の決定等）

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年11月30日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 北海道札幌市中央区大通東3丁目1番地19
株式会社カナモト
代表取締役社長 金本 寛中

別表

乙が供給するレンタル機材

発電機、投光器、仮設トイレ、建設機械、仮設ユニットハウス

災害時における物資の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（平常時の準備）

第2条 甲及び乙は、前条の目的のために平常時から次に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ相互に報告する。

（1） 災害発生時における緊急時連絡先

（2） 供給可能な物資の在庫品目及び数量

（物資協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条により要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし甲が緊急に必要なとする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（1） 医薬品

（2） 衛生用品

（3） その他、乙が供給可能な物資

（要請の手続き）

第6条 甲が、前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、物資供給要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又はその他の方法）で要請を行い、要請後すみやかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、前項により物資を供給した場合は、すみやかに物資供給報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては健康福祉部保健センター所長乙においては総務部部長とする。

（経費の負担）

第9条 乙が甲へ供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の対価）

第10条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（実施細目）

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市青葉区大手町1番地1
株式会社バイタルネット
代表取締役社長 一 條 武

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人 宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した人件費
- (2) 医療救護活動に使用した医薬品等の費用
- (3) 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

（細目）

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 名取市愛島塩手字野田山47の1
地方独立行政法人 宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総 長 片 倉 隆 一

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台南病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

（1）医療救護活動に要した人件費

（2）医療救護活動に使用した医薬品等の費用

（3）医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した

場合の扶助費

（4）前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

(細目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市太白区中田町字前沖143番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構
仙台南病院長 朝倉 徹

名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「仙南ガス」という。）が相互に協力し、消防本部管内において仙南ガスが供給するガスに起因する火災爆発、漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(災害予防活動)

第2条 災害を未然に防止するために行う活動は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡会議

消防本部及び仙南ガスは、災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

(2) 共同点検

消防本部及び仙南ガスは、双方必要があると認めた場合、それぞれが関係法令に基づき実施する立入検査又は定期点検を、双方協議のうえ共同で行う。

(3) 資料の提供

消防本部及び仙南ガスは、災害の予防又は消防活動のために必要と認められる資料を、それぞれ可能な範囲において相互に提供する。

(4) 災害防止設備の普及促進及び広報

仙南ガスは、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか、住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

(5) 教育訓練

消防本部及び仙南ガスは、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか、消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において、消防本部から要請があったときは、仙南ガスはこれに協力する。

(災害防衛活動)

第3条 災害を防衛するために行う活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通報及び連絡

消防本部及び仙南ガスは、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに他方に対して通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

仙南ガスは、災害が発生したときの緊急出動体制及び応急活動体制の細部についてあらかじめ消防本部に情報を提供し、消防本部からの連絡通報を受けたときは直ちに出動する。この場合において、仙南ガスが、他業者の供給するガスに起因する災害であることを出動前に確認したときは、出動は要しないものとし、仙南ガスはその旨を消防本部に速やかに連絡するものとする。

(3) 緊急遮断

ア ガスの緊急遮断は、仙南ガスが行う。

イ 消防本部は、仙南ガスに先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めたときは、ガスの緊急遮断を行うことができる。

ウ 消防本部はイで定める措置を行ったときは、速やかに仙南ガスに連絡しなければならない。

エ イで定める処置を行った場合の供給再開は、仙南ガスが行う。

(4) 現場での協議及び措置

ア 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。

イ 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第3条 この協定の実施に関し必要な事項は、双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成29年5月12日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年5月12日

名取市消防本部
消防長 木 皿 正 之

仙南ガス株式会社
代表取締役 片 平 浩 和

災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と学校法人寿なとり学園（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における園児及び園児以外の乳幼児（以下「園児等」という。）対象の一時避難施設としての協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するなとり幼稚園（以下「幼稚園」という。）を園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙の幼稚園において、園児等対象の一時避難施設として可能な範囲で提供すること。

（2）前号における乙の幼稚園の提供期間は、3日間を上限とする。

（3）乙は、園児等の避難する父兄に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、前項各号に定めるもののほか、甲が行う災害上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の供給）

第4条 甲は、園児等の飲料水、食料等の必要な物資の供給に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 園児等対象の一時避難施設の管理運営に係る費用は、甲乙協議の上、負担者及び負担割合を決定する。

（連絡担当等）

第6条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第8条 甲は、第2条の規定により、乙の施設を利用した結果、施設及び設備の一部又は全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以後同様とする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月27日

甲 名取市増田字柳田 80 番地
名取市長 山 田 司 郎

乙 名取市増田三丁目 8 番 8 号
学校法人寿なとり学園
理 事 長 佐 藤 宏 郎

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と仙台地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 活動に要する費用は、乙が活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に申請を執り行うものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 仙台市青葉区五橋一丁目6番2号

仙台地区生コンクリート協同組合

理事長 菊地 雄一

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社タイハク（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市高館熊野堂字今成西37番地
株式会社タイハク
代表取締役 佐藤 泰 行

災害時における無人航空機を活用した情報収集 及び物資輸送等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請するものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影に関すること。

（2）災害発生時における孤立者への物資輸送に関すること。

（3）消防活動上必要とする情報の収集

（4）その他行政全般にわたり甲が要請する業務

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機（ドローン）及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の協力業務を行うときは、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき要した費用は、甲に請求できるものとする。

2 費用の算出方法は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき実施した協力業務及び訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において補償するものとする。

（権利の帰属等）

第7条 協力業務により撮影した映像・画像等については、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像・画像等を、甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から参加の要請があった場合は、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して

定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙を記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 岩手県盛岡市上堂四丁目1番20号
有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）

代表取締役社長 山田 栄作

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤チェーン（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、食料品・飲料水等、乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要とする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においては株式会社伊藤チェーン本部専務取締役とし、変更のつど相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（保有物資の照会）

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

（施行開始日）

第 11 条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第 12 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって 3 ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 2 8 日

甲 宮城県名取市増田字柳田 8 0

名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀 2 番地 1
株式会社 伊藤チェーン

代表取締役社長 伊 藤 吉 一 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社トライアルカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、スーパーセンタートライアル名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するスーパーセンタートライアル名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するスーパーセンタートライアル名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社トライアルカンパニー
代表取締役

石 橋 亮 太

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

名取市(以下「甲」という。)と宮城三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、名取市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙から受ける電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の要請)

第2条 甲は、災害時等の応急対応又は災害復興のために車両及び給電装置を必要とするときは、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 貸与を必要とする車種及び台数
- (6) 貸与を希望する期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。車両等の貸与期間は、車両等の引渡し日から起算して一週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所に車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。
- (2) 名取市内において使用すること。
- (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、乙に速やかに連絡をすること。

(損害賠償)

第6条 車両及び給電装置の使用時または協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的損害についてはその責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的損害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- (3) 貸与期間中に事故が発生した場合は、甲は速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入してい

る保険の適用を受けるものとする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(4) 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定第4条の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及びその車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算出に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条ただし書の費用について乙からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月23日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 仙台市宮城野区日の出町1丁目5-36
宮城三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 千田 茂穂

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、弘誓寺（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第2条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。
- （2）乙は、避難施設を開設し、管理・運営するものとする。
- （3）甲は、乙の避難施設を開設するにあたり、必要な食料・物資等について、避難者が各自持参するよう、可能な限り、周知するものとする。
- （4）乙は、避難施設に収容した避難者が食料・物資等を持参できなかった場合、乙の所有する物資を可能な範囲で提供するものとする。
- （5）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。
- （6）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （7）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第5条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 避難施設の開設期間は、原則、災害発生の日の翌日の午前中までとする。

2 甲は、前項の期間中に乙の避難施設を閉鎖できるよう、避難者を他の避難所に移送するなど、必要な対応をするものとする。

（不測の事態への対応）

第5条 避難施設を開設した結果、乙の責に帰さない事由により、感染症の拡大など、不測の事態が発生した場合には、甲、乙、相互に協議のうえ、甲の責任において必要な対応をするものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行う。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年6月24日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 弘誓寺 住職

疋 田 運 泉

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、アークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、ホームセンタームサシ名取店の使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の一時的避難施設としての提供、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するホームセンタームサシ名取店の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て、避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙又はホームセンタームサシ名取店からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）日用品
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現

状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と、乙の指定するホームセンタームサシ名取店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月20日

甲 名取市長

山田 司郎

乙 アークランドサカモト株式会社
代表取締役

坂本 雅俊

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社マルタマ（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、まるたま名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第3条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するまるたま名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するまるたま名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第6条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月26日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社マルタマ 代表取締役社長

竹 田 隆

災害時における協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急物資の輸送並びに一時避難施設としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等において、甲から乙に対して行う生活救援物資等緊急物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）要請、並びに一時避難施設としての使用に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送に関する協力内容等）

第2条 緊急輸送に関する協力内容等については、別紙第1のとおりとする。

（一時避難施設としての使用に関する協力内容等）

第3条 一時避難施設としての使用に関する協力内容等については、別紙第2のとおりとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合には、継続されるものとする。

（旧協定書の廃止）

第6条 この協定の締結により、平成27年1月30日に締結した「緊急物資の輸送に関する協定書」は廃止する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月24日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部

支部長 平 良夫

別紙第1

緊急輸送に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、生活救援物資等緊急物資の輸送とする。

2 協力要請

甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

3 協力の実施

乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して、これに協力するものとする。

4 報告

乙は、前項の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

5 経費の負担

(1) 3項の規定により、乙が実施した緊急輸送に要する費用については、甲が負担する。

(2) 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲と乙の協議により決定するものとする。

6 事故等

(1) 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換する等、その供給を継続しなければならない。

(2) 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときには、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

7 損害賠償責任

乙は、緊急輸送中に、甲の責に帰さない事由により、緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）や第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。

8 補償

3項の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

9 車両状況報告

甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

10 被災都道府県の救援

甲が、被災した都道府県への緊急輸送を行う場合には、乙はこの協定の趣旨に鑑みて協力するものとする。

一時避難施設としての使用に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する仙南輸送サービスセンター（名取市堀内字南竹188-3）の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- (2) 甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、甲の責任において、避難施設を開設・運営するものとする。
- (3) 甲は、避難施設の管理上において、乙からの要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

2 協力の要請

甲は、1項に規定する協力を要請する場合には、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

3 費用負担

甲は、1項に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

4 災害への備え

甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城キッチンカー協会（以下「乙」という。）及び株式会社伊藤チェーン（以下「丙」という。）は、名取市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙及び丙と協力して避難所等にキッチンカーによる物資の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲だけでは応急対応等を実施することが困難な場合、甲は乙及び丙に対して次の事項の協力を要請することができる。

（1） 乙（一般社団法人 宮城キッチンカー協会）

- ①甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ②避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ③その他甲が要請する支援

（2） 丙（株式会社 伊藤チェーン）

- ① 乙による炊き出しへの物資の供給
- ② その他甲が要請する支援

（協力要請の方法）

第4条 甲の乙及び丙に対する協力要請は、文書「協力要請書（様式1）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 第3条により甲から協力要請があったときは、乙及び丙は速やかに業務の実施について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙及び丙が第1項に基づき移動する車両については、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙及び丙は、前条に基づく協力を行ったときは、甲に対して別に定める「実施報告書（様式2）」により、乙及び丙各々が実施報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 前条に係る乙が提供した労務及び丙から提供された原材料等の調達に要した費用を含む費用の対価については、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙及び丙と協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙及び丙による協力事業の移動に係る費用は、乙及び丙による通常業務での移動と同様とみなし、乙及び丙各自が負担する。ただし、移動が広範囲に及ぶ場合や通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙及び丙協議のうえ、これら負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条第1項に係る費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項に係る費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項に係る丙からの費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を丙に支払うものとする。

4 前条第2項ただし書きに係る費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡部署及び連絡担当者を定め、定期的（毎年1回4月末日まで）及び期中の担当者変更時は速やかに協定に基づき「連絡部署及び担当者の報告書（様式3）」により、各自相手方に通知するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 甲は、乙及び丙が第5条第1項の規定に基づき協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属するものを関与させたと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙及び丙に電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 山 田 司 郎

乙 宮城県名取市大手町一丁目1番22号
一般社団法人 宮城キッチンカー協会
会 長 佐 藤 幸 弘

丙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀2番地1
株式会社 伊藤チェーン
代表取締役社長 伊 藤 吉 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社トーモク仙台工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもの
のうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 宮城県岩沼市下野郷字新田155
株式会社トーモク仙台工場
執行役員工場長 太田 賢一

みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社太白地所（以下「丙」という。）は、乙・丙の所有する岩沼店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙・丙の所有する駐車場を使用することを許可する。ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙
及
び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 みやぎ生活協同組合 代表理事 専務理事
大越 健治

丙 株式会社 太白地所 代表取締役 伊藤 義明

災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書

名取市（以下「甲」という。）とセントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体（以下「乙」という。）とは、名取市サイクルスポーツセンター条例（名取市条例第11号）第5条第3号並びに名取市サイクルスポーツセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき、乙の管理する施設を、甲の地域防災計画に定める避難施設として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書に定める事項のほか、災害時において、甲が乙の管理する名取市サイクルスポーツセンターの施設の一部を緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の開設等）

第2条 避難場所としての開設の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由が無い場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲から乙に連絡する暇のない場合や、連絡手段が途絶する等の場合においては、乙の判断により避難場所として開設することができるものとする。

（職員の派遣）

第3条 甲は、避難者の状況把握や避難者への支援のため、又は乙が避難場所の開設にあたり必要とする事項の把握などのため、移動の安全が確保できる範囲内において職員を派遣するものとする。

（避難場所の運営）

第4条 乙は、避難場所として施設の一部を開設した後は、避難場所の運営にあたるものとする。

2 前項に規定する運営の要領は、甲と乙が協議の上、甲の責において避難所運営マニュアルとして定めるものとする。

3 前項において定められた事項以外に、避難場所の開設及び運営に関して意思決定を行う必要が生じた場合は、甲、乙間において協議を行うことを原則とする。ただし、緊急であり協議を行う暇が無い場合には、乙において意思決定し、事後速やかに当該決定事項を甲に報告するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の3階以上、かつ客室を除くスペースとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外についても、避難場所として提供することができるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、210人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

（避難場所の開設等の訓練）

第7条 乙は、施設利用者などの安全を確保するため、避難訓練や避難場所の開設・運営訓練を行うものとする。必要に応じ、甲はこれに協力するものとする。

2 近隣に所在する事業主などの要請に基づき、甲が地域参加型の避難訓練を行う場合には、甲と乙の事前協議の上、乙は、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。当該訓練に係る広報等、必要な事務については、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(住民への周知)

第8条 甲は、避難場所として乙の管理する施設の使用又は避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品)

第9条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、甲が別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定められた事項について疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体
代表企業 セントラルスポーツ株式会社
代 表 取 締 役 後 藤 聖 治 印

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第4条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の使用、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に乙の管理するヨークベニマル名取愛島店（以下「名取愛島店」という。所在地：名取市愛の杜一丁目1-1）の駐車場施設を、車両等の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供に係る要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （3）甲は、乙が指定する名取愛島店の責任者等に災害情報を提供し、同責任者等は、業務に支障のない範囲で、甲からの情報及び同責任者等が知り得た災害情報を避難者に提供するものとする。
- （4）甲は、避難施設を使用する上で、乙からの要請や要望があった場合、これに対応するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料品及び飲料水等
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（その所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷又は毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第7条 甲と、乙の指定する名取愛島店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第10条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年2月17日

甲 名取市長
山田司郎 印

乙 株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長

真船幸夫 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人パートナーシップなとり（以下「乙」という。）は、名取市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に関する基本協定書第6条の規定に基づき、災害時における一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、支援センターを使用することに関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第5条 この覚書は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難施設としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する支援センターの一部を、避難施設として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て避難施設を開設するとともに、その後の運営については甲の責において行うものとする。
- （3）甲は、避難施設を開設・運営する上で、乙又は支援センターからの要請や要望がある場合、可能な範囲で対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合においては、乙が対応できる範囲において、乙の判断により避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の2階以上、かつ貸事務室を除くスペースとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、約80人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

(住民への周知)

第7条 甲は、避難施設としての施設の使用要領、駐車場の台数制限及び避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品等)

第8条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の開設・運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、乙との協議の上、甲が別に定めるものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品(それらの所有権を問わない。)の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第10条 甲と、乙の指定する支援センターの責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第11条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、乙は、甲の行う防災訓練への参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第13条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年3月5日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 特定非営利活動法人パートナーシップなとり
代表理事 阿留多伎 真人

みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及びタイムズ24株式会社（以下「丙」という。）は、乙が所有、丙が管理する名取西店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用を要請する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 乙及び丙は、災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙の所有する駐車場を使用することを許可する。

ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 山田 司郎

乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合
代表理事 専務理事 大越 健治

丙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
タイムズ24株式会社 東日本営業統括本部
第一営業本部 東北支店長 前野 展克

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

名取市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を目的として、避難所における集団生活による感染の危険を回避することが難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン名取
所 在 宮城県名取市増田字関下37番地
宿泊施設名 ホテルルートイン名取岩沼インター
所 在 宮城県名取市堀内北竹345-1

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、甲が管理する避難所等に避難した者のうち、甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者とする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

（客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

（客室の確保）

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

（キャンセル料）

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

（客室の利用期間）

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものと

する。

2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(利用料金の支払い)

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

(3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名当たりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊料金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用料金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救

急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(客室使用者に対する甲の援助措置)

第15条 甲が、客室使用者の健康状態、その他必要事項を把握するため、当該客室への職員の立ち入りなどを要請する場合には、乙は、これに協力するものとする。

2 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

3 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。

4 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する可能性があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壺通を保有する。

令和3年3月3日

(甲) 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社

代表取締役 永山 泰樹

航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書

名取市長（以下「甲」という。）及び仙台空港事務所長（以下「乙」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の9及び第236条の10の規定を適用した無人航空機の飛行（以下「搜索又は救助のための無人航空機の飛行」という。）について、航空局制定「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（国空航第687号、国空機第926号、平成27年11月17日制定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、甲（甲から依頼を受けた者を含む。）が搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合における甲及び乙との間の調整に係る連絡体制等を確保し、飛行する航空機の航行の安全を確保することを目的として、以下の事項について合意する。

1. 定義

- (1) 「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。（重量200g未満のものを除く。）
- (2) 「航空情報」とは、航空法第99条の規定に基づき、国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のために必要な情報をいう。
- (3) 「制限表面」とは、航空法に規定される進入表面、転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面のことをいう。

2. 対象空域

この覚書の対象空域は名取市内の以下の空域とする。

- (1) 仙台空港制限表面上の空域
- (2) 仙台航空交通管制圏及び仙台進入管制区における地表又は水面から150m以上の高さの空域

3. 調整

甲が上記2の空域における搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行調整先）」により以下の情報を提示して調整を行うものとする。

- (1) 飛行の日時
- (2) 飛行の経路（可能な限り緯度経度にて表すこと）
- (3) 飛行の高度

4. 通知

甲が上記2.において搜索又は救助のための無人航空機の飛行を開始する場合及び終了した場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行通知先）」により飛行開始及び飛行終了を通知する。

5. 航空機の航行の安全確保

- (1) 乙は、甲による無人航空機の飛行が航空機の航行の安全を阻害するおそれがある場合、乙に対し無人航空機の飛行の中止又は十分な距離を確保して飛行するよう指導することができるものとする。

(2) 甲は、航空機の航行、他の無人航空機及び地上又は水上の人及び物件の安全確保のため、ガイドラインに基づき対策を講じる。

6. その他

(1) 甲は、上記3. の調整を行った後、東京航空局東京空港事務所に対し、ガイドラインに定められた航空情報の発行手続きに必要な情報を通知するものとする。

また、甲は捜索及び救助のための無人航空機の飛行が終了した場合、東京航空局東京空港事務所へ通知するものとする。

(2) 名取市内の上記2. のいずれにも該当しない空域における捜索又は救助のための無人航空機の飛行については、上記3. の調整及び上記4. の通知は要しない。

(3) 上記に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

1. この覚書は、令和3年10月1日から適用する。

2. この覚書の適用をもって、「航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書」(令和元年12月6日締結)は廃止する。

この合意の証として、本書を2通作成し、甲乙押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和3年9月30日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 仙台空港事務所長

坂 上 昌 彦

水道施設等災害時に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と水 i n g AM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体（以下「乙」という。）は、災害時における応援復旧活動に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月11日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 山田 司 郎

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号
水 i n g AM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体
代表者 水 i n g AM株式会社東北支店
支店長 片 桐 均

（目的）

第1条

本協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害等」という。）の発生により、甲の水道施設等に被害が発生した場合において、当該施設等の継続的な操業に必要な応援復旧活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援復旧活動の対象施設等）

第2条

本協定により乙が応援復旧活動を行う甲の水道施設等は、甲乙間で令和3年12月24日に締結した名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託に関する業務委託契約書（以下「本契約」という。）に付随する業務委託性能仕様書別紙-1「1.対象施設」及び「2.対象設備」に定める水道施設及び設備（以下「水道施設等」という。）とする。

（応援復旧活動の要請）

第3条

甲は、災害等の発生時において、水道施設等の復旧作業に乙の応援復旧活動が必要であると認めるときは、乙にその実施を要請することができるものとする。

（応援復旧活動の実施）

第4条

乙は、甲から応援復旧活動の要請を受けた際、対応可能であると判断した場合、これを承諾し、応援復旧活動を行うものとする。なお、当該応援復旧活動の実施にあたっては、当該応援復旧活動の従業者の安全を最優先として実施することを甲乙間で確認する。

（応援復旧活動の要請方法）

第5条

第3条の規定による甲から乙に対する応援復旧活動の要請は、以下に掲げる事項を記載した文書にて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、要請後遅滞なく、甲から乙に対して当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 災害等及び水道施設等の被災の状況
- (2) 必要とする応援復旧活動の概要
- (3) 必要とする人員

(4) 応援復旧活動の実施場所及び経路

(5) 応援復旧活動の実施期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項に基づく要請を受けた場合は、その諾否を甲に書面をもって通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によりこれを通知することができるものとし、通知後速やかに書面を送付する。

3 乙が前項の規定により応援復旧活動を受諾した場合、甲及び乙は遅滞なくに当該委受託を証する契約書を作成し、締結するものとする。なお、当該受託の費用については、第10条の定めに従う。
(応援復旧活動の内容)

第6条

甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 水道施設等の復旧作業

(3) 前各号に掲げるもののほか、水道施設等の機能を維持するために必要な業務のうち、乙が対応可能であると判断する業務

(情報交換)

第7条

乙は、本協定による応援復旧活動に速やかに対処するため、応援復旧活動時の動員体制を整備する。なお、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて甲乙間で情報交換を行うものとする。

(応援復旧活動の役割分担)

第8条

甲は、応援復旧活動に関わる担当者を選任し、指揮及び連絡調整を行うものとする。

2 乙は、第4条の規定により応援復旧活動を受託したときには直ちに甲の指定場所に出動し、応援復旧活動を実施するものとする。

3 乙は、甲の指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間を甲に報告するものとする。

(応援復旧活動の記録)

第9条

乙は、応援復旧活動を行ったときは、当該活動の実施内容等について甲乙間で別途定める必要事項を記載した報告書を、甲に対して速やかに提出するものとする。

(費用負担)

第10条

本協定に基づく応援復旧活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定については、乙が作成して甲に提出した見積をもとに甲が積算し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第11条

乙の各構成員は、本協定に基づき応援復旧活動に従事する各構成員の従業者に対し、各々が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令による労働災害損害補償に係る所要の措置を講じるものとする。

(連絡責任者)

第12条

甲及び乙は、災害等の情報伝達を正確に行うため、連絡責任者を定め、災害等の発生時における応援復旧活動の必要事項について、相互に連絡を行うものとする。

(損害賠償)

第13条

応援復旧活動の実施にあたり、乙の各構成員の責めに帰すべき事由に基づき甲又は第三者に損害

が生じた場合は、当該責めに帰すべき事由を有する者がこれを賠償するものとし、乙の責めに帰すべき事由がない場合の損害については、甲がこれを賠償する。

(協定有効期間)

第14条

本協定の有効期間は、令和4年5月11日から令和9年3月31日までとする。

(協議事項)

第15条

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、ユニットハウス、トイレ用資機材並びにエアコンや照明などのオプション資機材を含み、乙が、直接又は間接的に提供可能なレンタル機材等を総称する。

（要請）

第3条 甲は、災害の発生により市庁舎などの使用が困難となった場合、その他、市域において乙の保有する機材が必要であると認められる場合には、乙に対し機材の優先的な提供を要請できるものとする。

2 甲は、前項に規定する要請を行う場合には、「供給要請書」（様式第1号）により文書をもってこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 前条の要請を受理した後、乙は、やむを得ない事由のない限り、速やかに機材の優先的な提供などに係る必要な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲と共有するものとする。

（機材の設置）

第5条 機材を設置する場所、数量並びに引渡し の 時期については、甲と乙の協議のうえ、甲が指定できるものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を「報告書」（様式第2号）により甲に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙が提供した機材の賃借料及び運搬並びに設置に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙の協議に基づき定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、機材引渡しの後、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

2 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲と乙の協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案並びに廃止の申し出がない場合には、継続されるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、この協定に基づく連絡並びに調整を円滑に行うため、あらかじめ災害時における連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者に変更が生じたときには、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 名取市長 山 田 司 郎

乙 三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

災害時における施設使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校（以下「乙」という。）は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名取市内の災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を市地域防災計画に定める指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として使用すること及び甲が行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的とする。

（使用の要請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の要請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、これに協力するものとする。

- (1) 仙台高等専門学校名取キャンパス 第一体育館及び第二体育館
- (2) その他乙が使用を認めた施設

2 甲は、乙に前条各号に定める施設（以下「施設」という。）の使用の要請を行うときは、施設使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、緊急時においては、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等として甲が使用する施設の提供
- (2) その他甲の行う災害対策上必要な土地・施設等の提供

（要請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用の要請に基づき、施設の使用を認めるときは、甲に対し施設使用許可書（別紙様式2）を交付し、甲は、本協定及びその他の取り決め等に基づき使用するものとする。

- 2 乙は、前項に基づき要請を受諾する場合は、使用料を無償とする。
- 3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設の出入口の開錠等の措置を講じるものとする。
- 4 施設の運営は、原則、甲が行うものとし、乙は業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、やむを得ない事由により本来の目的に供する必要が生じたとき
- (2) 甲に、本協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第4条第1項に基づき使用を許可された施設を利用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第7条 甲は、施設の使用によって、乙が管理する設備、施設又は土地を損壊させた場合は、乙に対

し、速やかに報告するものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状回復に要する費用は、甲の負担とする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した光熱水費などの経費については、甲の負担とする。

2 前項及び前条第3項に規定する経費を除き、協力を要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に通知し、災害時には、速やかに相互に連絡を取るものとする。連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相互に通知するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 名 取 市 長
山 田 司 郎

乙 独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長
澤 田 恵 介

災害時における輸送の協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送（以下「輸送」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲から乙に対して行う輸送の協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、輸送を実施するにあたり輸送経路等の安全性が平時と同程度であることが確認でき、かつ、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「輸送協力要請書」（様式第1）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共交通運行等の通常業務に支障のない範囲において輸送に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の可否について、別に定める「輸送協力に関する回答書」（様式第2）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第1項の輸送を実施したときは、当該業務完了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務実施報告書」（様式第3）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の輸送の実施に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において当該輸送を行うために要した人件費及び燃料費とし、災害発生前における適正な価格に基づき、甲乙協議して定める。

3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。

4 甲は、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

5 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した輸送車両が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換する等、その供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、輸送車両の運行に際し事故が発生した場合、あるいは事故その他の事由により輸送の継続ができなくなった場合は、甲に対し速やかにその状況を別に定める「事故等報告書」（様式第4）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は第3条第1項の輸送中に、甲の責に帰さない事由により、輸送に従事した者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

（補償）

第8条 第3条第1項の規定により輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年10月 1日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 大新東株式会社

代表取締役 森下 哲好

名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名取市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における名取市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した場合、その災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 センターは、ボランティアの自主性を尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として運営するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第4条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等の発生によりセンターの分室の設置が必要であるときは、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、他社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、ボランティア活動が迅速、円滑かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは、甲に対し、協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティア・被災市民ニーズの把握

- (3) 災害ボランティアの募集、受付
 - (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 名取市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
 - (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務に関し、乙は、あらかじめ運営マニュアルを作成するとともに、甲乙連携し、訓練等を通じて内容を検証するなど、常にその改善に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

- 第10条 センターの設置運営に係る費用は、災害救助法の適用の範囲内で甲が負担するほか、民間団体等からの助成金及び寄付金等をもって乙が充当するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
 - 3 甲が負担する場合は、別に委託契約書を締結するものとする。

（請求及び支払）

- 第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第12条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

- 第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制を図るものとする。
 - 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際

に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(前覚書の廃止)

第18条 甲と乙が平成27年4月1日付で締結した「名取市災害ボランティアセンターに関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 名取市増田柳五丁目13番35号
社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
会 長 相澤 喜美

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、名取特定目的会社（以下「乙」という。）と、優先出資社員の三井不動産株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における一時避難施設として、三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰの使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第6条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全を確保するために、乙及び丙が管理する施設内貨物車両通行スペースを一時避難施設として使用するため、その協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙及び丙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙及び丙は、甲の要請に基づき、その管理する三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰ（名取市飯野坂字南沖74-1）の施設の一部を、車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、乙及び丙の協力を得て避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）乙及び丙は、一時避難施設として提供する際には、併せて災害時用トイレを提供するものとする。
- （4）乙及び丙が貸出す防災備蓄倉庫について、現に使用する事業者の運営を妨げないものとするが、甲による要請があった場合は、乙及び丙は当該事業者との使用調整に協力するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請を行い、事後努めて速やかに文書をもって提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙及び丙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合には、乙及び丙の判断により乙及び丙が対応できる範囲において避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定に基づき、施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡先）

第6条 甲と乙及び丙の連絡を確実にするため、甲乙丙の三者の連絡先を定めておくものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定により報告した連絡先に変更が生じたときは、直ちに変更後の連絡先を報告するものとする。

(所有者の責任)

第7条 乙及び丙は、対象施設の損傷その他の理由によりやむを得ず対象施設を緊急一時避難場所として使用できない場合及び対象施設を地域住民等が緊急一時避難場所に利用した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切問わないものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙及び丙の行う防災訓練等への相互参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和6年5月23日

甲	名取市増田字柳田80番地 名取市長 山田 司郎
乙	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 名取特定目的会社取締役 三品 貴仙
丙	仙台市青葉区本町二丁目4番6号 三井不動産株式会社東北支店長 寺島 道人

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社ホラグチ（以下「乙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲の要請により乙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。
- 3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙は、ウォーターサーバー10台を、甲に対し無償で提供するものとする。その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。

- 2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。
- 3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市増田3丁目2番11号
株式会社ホラグチ
代表取締役 洞 口 信 弘

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と白ゆり商事株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ウォーターネット仙台（以下「丙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙又は丙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙又は丙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙又は丙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙又は丙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲の要請により乙及び、丙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。
- 3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙又は丙に提出するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。乙又は丙は、ウォーターサーバー20台を、甲に対し無償で提供するものとする。
- 2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙又は丙に対し速やかに代金を支払うものとする。
 - 3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙又は丙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙又は丙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙又は丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙又は丙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙又は丙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙の三者において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書3通を作成し、甲・乙・丙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市増田9丁目2番2号
白ゆり商事株式会社
代表取締役 佐々木 新一

丙 仙台市宮城野区新田5丁目7番30号
株式会社ウォーターネット仙台
代表取締役 菅原 康平

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「市」という。）と三恵商事株式会社（以下「三恵商事」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、市と三恵商事が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時において機材を必要とするときは、三恵商事に対して保有機材の提供について協力を要請するものとする。

2 市の三恵商事に対する要請の手続きは、様式第1号「機材提供に関する要請書」により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 市及び三恵商事は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（提供機材の品目）

第3条 三恵商事が提供する機材の品目は、テント、パーテーション、イス、テーブル等、三恵商事が機材として保有又は調達できるものとする。

2 三恵商事は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、別紙「提供機材一覧表」により予め市に情報提供を行うものとし、記載内容について変更があった場合は、随時更新し市に提供するものとする。

（協力の実施）

第4条 三恵商事は、第2条第1項の要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

2 三恵商事は市の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 三恵商事が、第4条第1項により実施する業務は、市の指定する場所に機材を運搬し市の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 三恵商事は、前項により業務を完了したときは、様式第2号「業務実施報告書」により市に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条第1項の実施に係る費用は、市が負担する。

2 前項の費用は、災害発生前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 三恵商事は第4条第1項の実施中に、市の責に帰さない事由により作業従事者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

2 前項以外の場合における損害賠償の責は市が負うものとする。ただし、その原因が機材の欠陥による場合を除く。

（災害への備え）

第8条 市と三恵商事は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報の交換を行うものとする。また三恵商事は市の行う防災訓練等への参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市と三恵商事が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、市と三恵商事のいずれからも改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月7日

名取市長

山 田 司 郎

三恵商事株式会社
代表取締役

坂 井 陽 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「市」という）とプラス株式会社（以下「プラス」という）は、災害の発生に伴い必要となる物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「名取市地域防災計画」に基づき、市内において地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、市とプラスが協力し、住民生活の安心安全を図るため、必要となる物資の供給に関する協力事項を定めるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 市がプラスに供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、市からプラスに対する要請時点でプラスが供給可能な物資とする。

（1）衛生用品や生理用品、毛布等別表に掲げる物資

（2）その他市が指定する物資

（物資供給の協力要請）

第3条 市は、災害時において、プラスに対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、市からプラスに対し、「物資供給要請書」（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「物資供給要請書」（別記様式第1号）を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 プラスは、前条の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、市が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則としてプラスが行うものとする。ただし、プラスが自ら運搬することができない場合は、市又は市の指定する者が行うものとする。

（代金及び費用の負担）

第6条 プラスが供給した物資の代金及びプラスが行った運搬等の費用は、市が負担するものとする。

2 前条の代金及び費用は、災害発生前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、双方協議の上、速やかに決定する。

（代金及び費用の支払い）

第7条 市は、前条の代金及び費用についてプラス又はスマートガバメントサービス契約販売店から請求があった時は、当該請求元に対し速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 市及びプラスは、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとする。

2 前項の規定により報告した連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに変更後の連絡先を報告するものとする。

（防災訓練への参加）

第9条 プラスは、市から参加の要請があった場合は、市が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月

31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、市又はプラスから何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年3月26日

名取市増田字柳田80番地

名 取 市 長

仙台市青葉区中央1丁目3番1号 AER25階
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

東北支社 支社長

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

名取市（以下「甲」という）と、各法人名（以下「乙」という）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲と乙が相互に協力して、「名取市地域防災計画」に基づき、乙が所有し又は管理する施設について、福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（使用施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。施設に変更が生じた場合は甲乙協議の上修正等するものとする。

（1）名称 各法人施設 所在地 各法人施設住所

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙または前条に規定する施設（以下「乙等」という。）に協力を要請できるものとする。この場合において、乙等はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受け入れ等）

第5条 乙等は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受け入れ体制を整えるものとする。

2 福祉避難所への受け入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受け入れ後の要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、乙等と市福祉避難所担当職員が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する家族等が行う。この場合において、乙等は可能な範囲で協力を行うものとする。

4 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙等協議の上、延長することができるものとする。

2 乙等は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

（必要な物資の調達等）

第7条 乙等は、物資の調達及び人員の確保について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

2 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、要配慮者の生活支援等を実施できるよう、乙等からの要請に応じ、宮城県や災害ボランティアセンターを介して福祉専門職やボランティアの確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙等に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに福祉避難所の運営に従事する者は、福祉避難所の運営に当たり知り得た要配慮者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。福祉避難所が閉鎖された後も同様とする。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定及び福祉避難所の運営に関する書類を整備し、福祉避難所の閉鎖後5年間これを保管しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

(前協定の廃止)

第13条 甲と乙が平成27年4月1日付で締結した「災害時における要援護者の受け入れ等の協力に関する協定書」は廃止する。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、「福祉避難所の開設・運営マニュアル」に定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 名取市増田字柳田80
名取市長 山田 司郎

乙 (各法人)

災害時等における車両の移動等に関する協定書

名取市（以下「市」という。）とエートス協同組合（以下「エートス」という。）は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名取市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、市がエートスに対し、車両の移動等に係る支援の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時等における被害拡大防止及び市の区域内道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又はこれら
の原因により生ずる被害
- (2) 車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

（業務内容及び対象区域）

第3条 本協定により市がエートスに要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動および保管
- (2) 前号以外の事由により、市が特に必要と認めた場合における車両の移動および保管
- (3) 前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- (4) 所有者等の検索、及び車両処分等の支援
- (5) 自動車等の貸出
- (6) 防災の啓発（訓練への参加等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、エートスが本協定による支援協力として行うことが相当と認め

た

もの。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 前項第1号に基づく業務は、市の区域内道路のうち市があらかじめ指定する範囲
- (2) 前項第2号に基づく業務は、市の区域内道路以外の施設のうち市があらかじめ指定する範囲
- (3) 前各号の他、市において対処が必要と認める範囲

3 市及びエートスは、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、市はエートスに対し候補地の紹介をすることができるものとする。

4 エートスは、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

（支援要請）

第4条 市は、エートスに対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時等における車両移動に関する要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、市は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、エートスに対し適切な指示を行わなければならない。

3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、市は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

（要請受諾）

第5条 エートスは、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の受諾は、災害時等における車両移動に関する受諾書（第2号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 エートスは、業務実施にあたっては、市の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

（車両の移動場所）

第6条 エートスが車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、市の指示に従うものとする。

2 エートスの業務実施にあたり、一時的に市の施設を使用する必要がある場合には、市に対し、

災害時等における車両移動に関する申出書（第3号様式）により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第7条 エートスは、市から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

2 エートスの業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、エートスは速やかに市に対して当該状況を報告するものとし、その場合市は、エートスと協力して当該状況の解消に努めるものとする。

3 エートスが業務を完了した場合には、市に対し災害時等における車両移動に関する完了報告書（第4号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用負担）

第8条 市は原則、第3条に基づきエートスが行った車両の移動・保管等に関わる費用を、災害発生前の適正価格に基づき負担するものとする。ただし、市及びエートス間で別途合意した場合は、一定の台数までの車両移動および保管に関わる費用はエートスが負担するものとする。合意の台数を超える場合には、その費用負担について、市及びエートス間で協議するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市が災害対策基本法その他の関連法令等によりエートスに本協定に係る費用を支払うことができる場合には、エートスは業務に要した費用の全部または一部を市に請求することができる。

（災害補償）

第9条 本協定に基づく業務実施に係るエートスの従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づきエートスが対処するものとする。

（損害賠償）

第10条 第3条第1項第1号に基づきエートスの業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、市が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生がエートスの業務実施によることが明らかな場合には、エートスが負担するものとする。

2 第3条第1項第2号に基づきエートスの業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、市及びエートスと当該車両の占有者、所有者又は管理者等との協議により決定する。

3 エートスの業務実施により第三者に損害が生じた場合の賠償については、市及びエートス間で協議のうえ決定するものとする。ただし、専らエートスにのみ帰責性がある場合はエートスの負担とする。

（個人情報保護）

第11条 エートスは、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。

本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

第12条 本協定の実施に関する責任者は、市においては市長とし、エートスにおいては理事長とする。

2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、市においては防災安全課とし、エートスにおいては組合本部とする。ただし、市又はエートスの組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。

3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、市及びエートス間の連絡先を災害時等における車両移動に関する連絡先確認書（第5号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

第13条 市は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、エートスに参加等協力を依頼することができる。

2 エートスは、前項の協力依頼があった場合は、エートスの通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

3 本条に規定する訓練等への協力に要する費用は、原則としてエートスの負担とする。ただし、協

力の内容や程度に応じて、エートスは市へ協議できるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する2か月前までに本協定の解除又は変更について、市又はエートスいずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(補足)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、別に定める。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第17条 市又はエートスは、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

2 前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を市及びエートス間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年12月17日

宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 山田 司郎

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1号
エートス協同組合
理事長 宮本 明岳

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

名取市（以下「市」という）と旭ハウス工業株式会社（以下「旭ハウス工業」という）は、災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「名取市地域防災計画」に基づき、市内において地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、市と旭ハウス工業が協力し、仮設トイレ等の供給に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 市は、災害時における応急措置のため、仮設トイレ等の物品調達の必要があると認めるときは、次の事項について協力を要請することができる。なお、汲み取り作業に関して、旭ハウス工業は、協力会社を紹介するものとする。

- （1）仮設トイレ等の調達、供給
- （2）仮設トイレ等の設置、撤去

（物品の種類）

第3条 旭ハウス工業が供給する物品の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ（くみ取り式）、快適トイレ、手洗いシンク等
- （2）脱臭剤や照明等、その他仮設トイレの管理に必要な物品

（要請）

第4条 第2条に基づく協力要請は、仮設トイレ供給設置要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物品の供給）

第5条 旭ハウス工業は、市から前条の要請を受けたときは、自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、他に優先して第3条の物品を確保し、市の指定する場所に、速やかに供給を行うよう努めるものとする。

（代金及び費用の負担）

第6条 旭ハウス工業が供給した物品の代金及び旭ハウス工業が行った運搬等の費用は、市が負担するものとする。

- 2 前項の代金及び費用は、災害発生前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、双方協議の上決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 市及び旭ハウス工業は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとする。

- 2 前項の規定により報告した連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに変更後の連絡先を報告するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 旭ハウス工業は、市から参加の要請があった場合は、市が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、市又は旭ハウス工業から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年1月20日

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目5-22名駅DHビル5F

旭ハウス工業株式会社

代表取締役社長 武 陵 守 利

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、DCM株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設を一時的に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に乙の管理するDCM名取店（以下「名取店」という。所在地：名取市田高字原509番地）の駐車場施設を、車両等の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な範囲で市に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定する名取店の責任者等に災害情報を提供し、同責任者等は、業務に支障のない範囲で、甲からの情報及び同責任者等が知り得た災害情報を避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設を使用する上で、乙からの要請や要望があった場合、これに対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（原形復旧並びに補償義務）

第3条 甲は、使用物件の避難場所としての使用を終了する際は、その旨を乙に通知するとともに使用物件を、原形復旧しなければならない。

2 前項の原形復旧は、乙が行い、その費用は甲が負担する。

3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたときは、甲がその損失を補償するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、または貸借権その他の財産権を移転しようとする場合には、事前に甲に通知するものとする。

（避難所解消への努力）

第5条 甲は、乙が早期に事業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(連絡担当等)

第6条 甲と、乙の指定する名取店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年3月1日

甲 名取市長 山田 司郎 印

乙 DCM株式会社
代表取締役社長 神谷 浩邦 印